

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
職員給与規程

〔平成16年4月1日〕
規 程 第 5 号

改正	平成17年	3月29日	規程第	33号
改正	平成17年	6月24日	規程第	57号
改正	平成17年	11月25日	規程第	72号
改正	平成18年	1月27日	規程第	8号
改正	平成18年	3月27日	規程第	21号
改正	平成18年	3月30日	規程第	35号
改正	平成18年	12月27日	規程第	74号
改正	平成19年	3月29日	規程第	3号
改正	平成19年	6月22日	規程第	44号
改正	平成19年	12月26日	規程第	62号
改正	平成20年	3月31日	規程第	18号
改正	平成21年	3月31日	規程第	6号
改正	平成21年	6月26日	規程第	104号
改正	平成21年	12月9日	規程第	116号
改正	平成22年	3月29日	規程第	8号
改正	平成22年	6月24日	規程第	39号
改正	平成22年	12月6日	規程第	56号
改正	平成24年	3月30日	規程第	23号
改正	平成24年	5月25日	規程第	51号
改正	平成24年	12月21日	規程第	61号
改正	平成25年	3月25日	規程第	6号
改正	平成25年	9月27日	規程第	25号
改正	平成25年	12月20日	規程第	42号
改正	平成26年	3月26日	規程第	15号
改正	平成26年	12月25日	規程第	28号
改正	平成27年	3月27日	規程第	17号
改正	平成27年	9月16日	規程第	54号
改正	平成27年	12月25日	規程第	70号
改正	平成28年	2月17日	規程第	4号
改正	平成28年	3月30日	規程第	39号
改正	平成28年	5月27日	規程第	42号
改正	平成28年	7月15日	規程第	51号
改正	平成28年	12月12日	規程第	59号

改正	平成29年	9月21日規程第	21号
改正	平成30年	1月26日規程第	3号
改正	平成31年	1月24日規程第	3号
改正	令和2年	1月30日規程第	1号
改正	令和2年	10月27日規程第	44号
改正	令和2年	11月30日規程第	52号
改正	令和4年	3月28日規程第	28号
改正	令和4年	4月14日規程第	48号
改正	令和4年	6月24日規程第	52号
改正	令和4年	12月21日規程第	58号
改正	令和5年	3月27日規程第	14号
改正	令和5年	6月26日規程第	28号
改正	令和5年	12月22日規程第	75号
改正	令和6年	3月25日規程第	3号
改正	令和6年	12月25日規程第	30号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給与の種類と支給日（第3条・第4条）
- 第3章 本給の決定及び級別標準職務（第5条・第6条）
- 第4章 級別資格基準（第7条～第11条）
- 第5章 初任給（第12条～第21条）
- 第6章 昇格及び降格（第22条～第25条）
- 第7章 本給表の適用を異にする異動（第26条・第27条）
- 第8章 昇給（第28条～第34条）
- 第9章 特別の場合における号給の決定（第35条～第37条）
- 第10章 指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定（第38条）
- 第11章 本給の調整額（第39条）
- 第12章 管理職手当（第40条）
- 第13章 初任給調整手当（第41条）
- 第14章 扶養手当（第42条）
- 第15章 調整手当（第43条・第44条）
- 第16章 技術手当（第45条）
- 第17章 住居手当（第46条）
- 第18章 通勤手当（第47条）
- 第19章 単身赴任手当（第48条）
- 第20章 特殊勤務手当（第49条）
- 第21章 管理職員特別勤務手当（第50条）
- 第22章 超過勤務手当（第51条）

- 第23章 休日給及び祝日等給（第52条・第53条）
- 第24章 夜勤手当（第54条）
- 第25章 勤務1時間当たりの給与額の算出（第55条）
- 第26章 期末手当（第56条）
- 第27章 勤勉手当（第57条）
- 第28章 期末特別手当（第58条）
- 第29章 退職者の給与（第59条）
- 第30章 育児休業等の給与（第60条）
- 第31章 介護休業等の給与（第61条）
- 第32章 給与の減額（第62条）
- 第33章 本給の半減（第63条）
- 第34章 日割計算（第64条）
- 第35章 端数計算（第65条・第66条）
- 第36章 給与の支払（第67条）
- 第37章 雑則（第68条・第69条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則（平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。）第31条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（役員で兼務する者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 給与の支給等に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

第2章 給与の種類と支給日

（給与の種類）

- 第3条 給与の種類は、月給制と、年俸制（一）、年俸制（二）及び年俸制（URA）とする。
- 2 月給制は、労働の対価としての賃金について、1月の単位によって管理するものをいい、職員の給与は、基本給と諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- （1）基本給は、本給とする。
 - （2）諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、技術手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休日給、祝日等給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。
- 3 年俸制（一）は、労働の対価としての賃金について、4月1日から3月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（一）、業績給（一）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 年俸は、年俸本給（一）及び業績給（一）とする。
 - (2) 年俸本給（一）は、年俸本給表（一）の額とし、その12分の1を年俸本給月額（一）とする。
 - (3) 前号の年俸本給（一）は、職員が希望する場合にあっては、その16分の1を年俸本給月額（一）とすることができる。
 - (4) 教育職年俸本給表（一）の適用を受ける職員の業績給は、その12分の1を業績給月額とする。ただし、前号の規定が適用される場合にあっては、その16分の1を業績給月額とする。
 - (5) 第3号が適用される場合にあっては、前号の規定にかかわらず、業績給月額（一）を業績給（一）の額の16分の1とする。
 - (6) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。
- 4 年俸制（二）は、労働の対価としての賃金について、1月1日から12月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（二）、業績給（二）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- (1) 年俸は、年俸本給（二）及び業績給（二）とする。
 - (2) 年俸本給（二）は、年俸本給表（二）の額とし、その12分の1を年俸本給月額（二）とする。
 - (3) 業績給（二）は、月額の設定を行わない。
 - (4) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。
- 5 年俸制（URA）は、労働の対価としての賃金について、1月1日から12月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（URA）、業績給（URA）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- (1) 年俸は、年俸本給（URA）及び業績給（URA）とする。
 - (2) 年俸本給（URA）は、URA年俸本給表の額とし、その12分の1を年俸本給月額（URA）とする。
 - (3) 業績給（URA）は、月額の設定を行わない。
 - (4) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。

（給与の支給日）

第4条 本給又は年俸本給月額（年俸本給月額（一）、年俸本給月額（二）又は年俸本給月額（URA））及び業績給月額、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、技術手当、住居手当、通勤手当並びに単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律に規定する

休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び17日が月曜日で祝日法による休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、祝日等給及び夜勤手当は、その月の分を翌月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が祝日法による休日及び17日が月曜日で祝日法による休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。

- 2 教育職年俸本給表（二）又はURA職年俸本給表の適用を受ける職員の業績給の2分の1の額、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項第3号及び同項第5号が適用される場合、年俸本給月額（一）及び業績給月額（一）は、その2月分を前項に定める日に支給することができる。

第3章 本給、年俸本給及び業績給の決定並びに級別標準職務 （本給及び年俸本給の決定）

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、機構長が本給表に定める級及び号給により決定する。

- 2 年俸制（一）、年俸制（二）及び年俸制（URA）の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）が受ける年俸本給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、機構長が年俸本給表（一）、年俸制（二）及びURA職年俸本給表に定める号給により決定する。
- 3 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- （1）一般職本給表（別表第1）
- （2）技術職本給表（別表第2）
- （3）教育職本給表（別表第3）
- （4）教育職年俸本給表（別表第3の2）
 - イ 教育職年俸本給表（一）（別表第3の2）
 - ロ 教育職年俸本給表（二）（別表第3の3）
- （5）医療職本給表
 - イ 医療職本給表（一）（別表第4）
 - ロ 医療職本給表（二）（別表第5）
- （6）指定職本給表（別表第6）
- （7）URA職年俸本給表（別表第6の2）

（業績給の決定）

第5条の2 年俸制適用職員が受ける業績給は、別に定めるところにより、年俸制の適用開始時及び業績評価を反映できる時期等に機構長が決定する。

(年俸制による給与に関する規定)

第5条の3 前条までに定めるもののほか、年俸制適用職員の給与については、細則として別に定める。

(級別標準職務)

第6条 第5条第1項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第4章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第7条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第8に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第8条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同義の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄は次に掲げる職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1)採用試験により職員となった者

(2)前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、独立行政法人職員、国立大学法人職員、大学共同利用機関法人職員、地方公務員及び公庫職員等（以下「国家公務員等」という。）となり、引き続きそれらとして勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験に基づいて国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける者となり、引き続き国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第9に定める学歴免許等資格基準表（以下「学歴免許等資格基準表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第9条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第10に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第10条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第11に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第11条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第5章 初任給

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して機構長が決定する。

(新たに職員となった者の職務の級)

第13条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、級別資格基準表に定める資格により決定する。

(新たに職員となった者の号給)

第14条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第12に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第24条第1項又は第25条第2項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第16条から第20条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第15条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄及び試験欄の区分に定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の適用については、第8条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第16条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その試験欄に対応する学歴免許等欄の上級にあつては「大学卒」の区分、同欄の初級にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第17条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第14条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて、その者の職務と同種の職務(職員として在職したものに限る。)又は、前記の職務以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算表によって換算した場合における当該職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して機構長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第14に定める昇給号給数表のⅢ欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(この条の規定による調整に当たりその者の経験年数の月数のすべてを12月で除することとされる職員(第28条第2項各号に規定する職員となった者を除く。)にあつては、端数の月数が9月以上となるもののうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合は、当該号給の数に3を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)第8条第2項第1号に掲げる者 その者に適用される初任給基準表の試験欄に対応す

る学歴免許等欄の上級にあつては「大学卒」の区分、同欄の初級にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 第8条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（国家公務員の例に準じて機構長が認めるところにより得られる経験年数）

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、前条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか第9条から第11条までの規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第18条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄より初任給の号給が下位である試験欄（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第19条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定める基準及び機構長が定める基準に従い、部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(1) 国家公務員

(2) 独立行政法人の職員

(3) 国立大学法人の職員

(4) 大学共同利用機関法人の職員

(5) 地方公務員

(6)公庫に勤務する者

(7)機構長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第20条 次に掲げる場合において、号給の決定について第17条又は第18条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定める基準及び機構長が定める基準に従い、部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(1)極めて専門的な知識・経験を有する職種に職員を採用しようとする場合

(2)顕著な業績等を有する者をもって充てる必要がある教授、准教授等の職種に採用しようとする場合

(3)特殊の資格、技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合

(4)機構長が前各号に掲げる者に準ずると認める職種に職員を採用しようとする場合

(年俸制)

第21条 (削除)

第6章 昇格及び降格

(昇格)

第22条 昇格とは、上位の級に変更することをいう。

2 職員の昇格は、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有している者について、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定することができる。

3 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

4 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

5 第2項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第23条 職員が第8条第2項第1号の規定に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第24条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第13に定める昇格時号給対応表（以下「昇格時号給対応表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取扱うものとする。

3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給。）とする。

(降格の場合の号給)

第25条 降格とは、職員の意に反して下位の級に変更することをいう。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

3 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(降格の事由)

第25条の2 機構長は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

(1) 職員の評価の結果、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき

(2) 機構長が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があつて改善がみられない場合、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき

2 前項の場合において、所長、施設長、J-PARCセンター長及び教員の降格は、教育研究評議会の審査結果に基づき行うものとする。

第7章 本給表の適用を異にする異動

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(本給表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1)平成16年4月1日(国家公務員として在職していた者については、国家公務員となった日。)(以下「基準日」という。))以後に新たに職員となった者(次号に掲げる者を除く。))新たに職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
 - (2)基準日以後に新たに職員となった者のうち、その号給の決定について第19条又は第20条の規定の適用を受けた者 前号の基準に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

第8章 昇給及び降号

(昇給)

第28条 職員(指定職本給表の適用を受ける職員を除く。))の昇給は、昇給日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として決定するものとする。ただし、次に掲げる職員にあつては、昇給の号給数を3号給とすることを標準として決定するものとする。
 - (1)一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - (2)技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
 - (3)教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - (4)医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳(医療職本給表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳とする。))を超える職員の昇給は、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行

うものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(昇給日)

第29条 前条第1項に規定する昇給日は、第33条に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

(勤務成績の証明)

第30条 第28条第1項の規定による昇給（第33条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の勤務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しないものとする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、次条により行うものとする。

- (1) 勤務成績が抜群である職員 I
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 II
- (3) 勤務成績が良好である職員 III
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 IV
- (5) 勤務成績がよくない職員 V

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） IV

イ 年次有給休暇

ロ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

ハ 特別休暇

ニ 総合的な健康診査を受けるための承認

ホ 妊娠中の通勤緩和措置のための承認

ヘ 妊娠中・出産後の保健指導又は健康診査を受けるための承認

ト 妊娠中の休息・補食のための承認

チ 業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職

リ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる休職

ヌ 国際機関等への派遣

ル 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇（連続する最初の2歴日に限

る。)

ヲ 育児休業及び介護休業

(2)前号に掲げる事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 V

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（Ⅰ及びⅡの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるⅠ又はⅡの昇給区分に決定する職員の数の割合は、Ⅰにあつては100分の5、Ⅱにあつては100分の20の割合に概ね合致していなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める割合とする。

(1)第28条第2項各号に掲げる職員 Ⅰにあつては100分の10、Ⅱにあつては100分の30

(2)次に掲げる職員（第56条第2項①に規定する職制上の段階、職務の級等による加算を受けている者を除く。） 100分の20（そのうちⅠの昇給区分に係る割合については、100分の5以内）

イ 一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

ロ 技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

ハ 教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの

ニ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

ホ 医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

5 第28条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第14に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第24条第3項若しくは第35条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内の号給数）とする。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をⅠ又はⅡに決定する職員の昇給の号給

数の合計は、職員の定数、第4項の職員の数の割合等を考慮して得た号給数を超えてはならない。

(昇給区分の基準)

第32条 前条第1項に規定する昇給区分の基準は、次の各号によるものとする。

(1)次に掲げる職員(次項各号に掲げる職員を除く。)は、前条第1項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イからハまでに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不適當であると認められるときは、同項第3号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

イ 基準期間において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(次号イに規定するものを除く。)を受けた職員

ロ 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものを除く。)があった職員

ハ 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次号ロにおいて同じ。)

ニ 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

(2)次に掲げる職員は、前条第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イ又はロに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不適當であると認められるときは、同項第3号又は第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

イ 基準期間において、停職の処分、減給の処分(前号イに規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員

ロ 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員

ハ 前号ニに掲げる職員でその態様が著しいもの

2 前項第1号イ又は第2号イに掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

(研修、表彰等による昇給)

第33条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第28条第1項の規定による昇給をさせることができるものとする。

(1)研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月

の翌月の初日までの日

(2)業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第34条 第28条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しないものとする。

(降号の場合の号給)

第34条の2 降号とは、職員の意に反して下位の号給に変更することをいう。

2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

(降号の事由)

第34条の3 機構長は、職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。ただし、所長、施設長、J-PARCセンター長及び教員の場合には、教育研究評議会の審査結果に基づき行うものとする。

第9章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第35条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第24条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)又はこれに準ずると機構長が認める場合に該当するときは、その者の号給を機構長の定める基準により上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第36条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第16に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合の号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、号給を調整

することができる。

(本給の訂正方法)

第37条 職員の本給の決定に誤りがあり、機構長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第10章 指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定

(指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定)

第38条 第5条第3項に規定する指定職本給表の適用を受ける職員は、機構長が特に認める者とする。

2 号給の決定については、別に定める基準又は機構長が別に定める。

第11章 本給の調整額

(本給の調整額)

第39条 本給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職務に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、別表第17に掲げる職務を担当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）には支給しない。

2 職員の本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第18に掲げる調整基本額にその者に係る別表第17の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、本給月額額の100分の25の範囲内とする。

3 本給の調整額の適用については、前2項に定めるもののほか別に定めるところによる。

第12章 管理職手当

(管理職手当)

第40条 管理職手当は、次に掲げる管理監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）に支給する。ただし、指定職員又は管理職員が他の管理職手当の支給を受ける職に併任された場合にあっては、その職についての管理職手当は支給しない。

(1) 所長、施設長、管理局長

(2) 副所長（東海キャンパスに置く副所長を除く。）、J-PARCセンター長、管理局の部長

(3) 研究主幹、理論センター長、加速器研究施設及び共通基盤研究施設のセンター長、放射光実験施設長、J-PARCセンター副センター長、東海キャンパス所長、参事役、管理局の次長、総合研究大学院大学の先端学術院長

(4) 東海キャンパス副所長、J-PARCセンターディビジョン長、課長、管理局の室長、安全衛生推進室長、監査室長、DX推進室長

(5) J-PARCセンター副ディビジョン長、和光原子核科学センター長、総合研究大学院大学のコース長、低速陽電子実験施設長

(6) J-PARCセンターセクションリーダー（教授でないものに限る。）

- 2 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、本給月額に当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員（1種） 135,500円（一般職本給表適用者にあつては、127,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員（2種） 101,500円（一般職本給表適用者にあつては、86,000円）
- (3) 前項第3号に掲げる職員（3種） 89,000円（一般職本給表適用者にあつては、74,500円）
- (4) 前項第4号に掲げる職員（4種） 70,000円（一般職本給表適用者にあつては、58,000円）
- (5) 前項第5号に掲げる職員（5種） 63,500円
- (6) 前項第6号に掲げる職員（6種） 30,000円
- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 休職、派遣、育児休業及び停職期間中は支給しない。
- 6 第51条から第54条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。

第13章 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第41条 医学に関する専門的知識を必要とし、医療職本給表（一）の適用を受け、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員については、採用の日（医師等として勤務していた期間がある場合はその期間を経過した日）から35年以内の期間、年数を経過するごとにその額を減じて、次表に掲げる額を支給する。

経過期間	額	経過期間	額
1年未満	185,500	18年以上19年未満	180,700
1年以上2年未満	185,500	19年以上20年未満	179,100
2年以上3年未満	185,500	20年以上21年未満	177,500
3年以上4年未満	185,500	21年以上22年未満	169,500
4年以上5年未満	185,500	22年以上23年未満	160,400
5年以上6年未満	185,500	23年以上24年未満	151,300
6年以上7年未満	185,500	24年以上25年未満	142,100
7年以上8年未満	185,500	25年以上26年未満	132,900
8年以上9年未満	185,500	26年以上27年未満	122,600

9 年以上 10 年未満	185, 500	27 年以上 28 年未満	112, 300
10 年以上 11 年未満	185, 500	28 年以上 29 年未満	102, 000
11 年以上 12 年未満	185, 500	29 年以上 30 年未満	91, 600
12 年以上 13 年未満	185, 500	30 年以上 31 年未満	81, 200
13 年以上 14 年未満	185, 500	31 年以上 32 年未満	70, 800
14 年以上 15 年未満	185, 500	32 年以上 33 年未満	60, 400
15 年以上 16 年未満	185, 500	33 年以上 34 年未満	47, 400
16 年以上 17 年未満	183, 900	34 年以上 35 年未満	34, 400
17 年以上 18 年未満	182, 300		
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用等の日以後の期間を示す。			

2 機構長は、初任給調整手当支給調書を作成し、保管するものとする。

第 14 章 扶養手当

(扶養手当)

第 42 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫及び弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族の区分に応じた次に定める額とする。ただし、一般職本給表 8 級及び教育職本給表 5 級の者にあつては、扶養親族たる配偶者、父母等について一人につき 3, 500 円とし、一般職本給表 9 級以上、教育職本給表 6 級及び医療職本給表（一）4 級の者には支給しない。

(1) 前項第 1 号に該当する扶養親族 6, 500 円

(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族 10, 000 円

(3) 前項第 3 号から第 5 号に該当する扶養親族 6, 500 円

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5, 000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場

合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を機構長に届け出なければならない。

(1)新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3)扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4)扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第15章 調整手当

(調整手当)

第43条 調整手当は、つくば地域における物価・賃金、機構内の異なる勤務箇所間の教育研究

又は人事交流等を考慮して支給する。

- 2 調整手当の月額、本給、本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び技術手当の月額の合計額に、100分の16の割合を乗じて得た額とする。

第44条 国家公務員等から引き続き職員となり、前任地において前条第1項に準ずる手当の支給を受けていて、かつ、任用の事情等を考慮し、職員との均衡上必要があると機構長が認めたときは、異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び技術手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間にあっては、異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）とする。
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）にあっては、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

第16章 技術手当

（技術手当）

第45条 技術手当は、高度な技術力を有し、かつ、当該研究系及びセンターにおいて技術の指導に従事する技術調整役又は技術副主幹に支給する。

- 2 技術手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 技術調整役 86,000円
- (2) 技術副主幹 58,000円

- 3 技術手当は、超過勤務手当額を含むものとする。

第17章 住居手当

（住居手当）

第46条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第48条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1)前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2)前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第18章 通勤手当

(通勤手当)

第47条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(4)東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用することを常例とする者で、業務上必要と認められる場合に自動車等を使用して通勤する職員

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1)通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額が、55,000円を超えるときは、55,000円とする。

(2)通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につきそれぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ	使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員	7,100 円
ニ	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,000 円
ホ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	12,900 円
ヘ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	15,800 円
ト	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	18,700 円
チ	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	21,600 円
リ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	26,200 円
ル	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である職員	31,600 円
カ	使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員	33,400 円
ヨ	使用距離が片道 70 キロメートル以上である職員	35,200 円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円）とする。ただし、自動車等の使用距離が 2 キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第 1 号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。

(4) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用する者について、業務上必要と認められる場合における自動車等の使用にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、片道 1 回につきそれぞれ次に定める額とする。

イ 業務連絡バスの乗車地がつくばキャンパスである職員 800 円

ロ 業務連絡バスの乗車地がつくばセンターである職員 840 円

3 勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める要件に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする者又は業務上必要と認められる場合に特別料金等を負担した者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当にあっては、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、当該額が 2 万円を超えるときは、2 万円（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 2 万円を超えるときは、2 万円）とする。

(2) 東海キャンパスへ転勤となった者又は東海キャンパス勤務者がつくばキャンパスに転勤となった者に係る特別料金等については、前号の規定にかかわらず、経済的かつ合理的と認

められる範囲で実際に要した額を支給するものとする。

(3) 前2号に掲げる通勤手当以外の通勤手当にあつては、前項の規定による額とする。

- 4 前項の規定は、国家公務員等であつた者から引き続き職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める要件に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第19章 単身赴任手当

(単身赴任手当)

- 第48条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 国家公務員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第20章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

- 第49条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職員には支給しない。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第19に定めるところによる。

- 3 前項の支給額に係る作業日数は暦日による。
- 4 機構長は、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、保管するものとする。
- 5 別表第19手当の種類欄に掲げる放射線取扱手当については、別表第17の職務担当欄第2号放射線作業従事に係る本給の調整額を受ける職員には支給しない。

第21章 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当)

第50条 指定職員及び管理職員（以下「指定職員等」という。）の臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により職員就業規則第50条に規定する休日及び同規則第52条に規定する祝日等の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、職員就業規則第51条に規定する休日の振替及び同規則第53条に規定する祝日等の休日の振替ができる場合には、支給しない。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とし、勤務が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1)指定職員 | 18,000円 |
| (2)1種適用職員 | 12,000円 |
| (3)2種適用職員 | 10,000円 |
| (4)3種適用職員 | 8,000円 |
| (5)4種から6種までを適用する職員 | 6,000円 |

- 3 機構長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、保管するものとする。

第22章 超過勤務手当

(超過勤務手当)

第51条 実労働時間が当該勤務日における1日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

- (1)勤務日（第52条又は第53条に規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給又は祝日等給が支給されることとなる日を除く。）のうち1日の勤務時間に満たない日における当該勤務時間までの勤務 100分の100
- (2)前号の当該勤務日における1日の勤務時間を超える勤務 100分の125
- (3)前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

第51条の2 フレックスタイム制において、実労働時間（1日の有給休暇を取得した場合に

おいては、その労働したものとして扱う時間数を含む。)が清算期間の所定の総労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

(1) 清算期間(次条又は第53条に規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給又は祝日等給が支給されることとなる日を除く。)のうち、所定の総労働時間に満たない期間における当該総労働時間までの勤務 100分の100

(2) 前号の当該清算期間における所定の総労働時間を超える勤務 100分の125

第23章 休日給及び祝日等給

(休日給)

第52条 職員就業規則第50条に規定する休日に、同規則第51条第1項ただし書きの規定の適用を受けた職員及び第51条の2の規定により勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

(祝日等給)

第53条 職員就業規則第52条に規定する祝日等の休日に、同規則第53条の2の規定により勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を祝日等給として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

第24章 夜勤手当

(夜勤手当)

第54条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、指定職員には支給しない。

第25章 勤務1時間当たりの給与額の算出

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第55条 前5条、第60条、第61条及び第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給月額、本給の調整額並びにこれらに対する調整手当、管理職手当、初任給調整手当及び技術手当の月額の合計額を4月1日から翌年3月末日までの1年間における一月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第49条に規定する勤務に対し支給されることとなる場合の第51条、第51条の2、第52条、第53条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日の単価を7.75で除した額)を、前項の

規定による額に加算した額とする。

第26章 期末手当

(期末手当)

第56条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（次表①に定める職員（以下「役職段階加算者」という。）にあつては、本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表②に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表③に定める割合を乗じて得た額とする。

① 職制上の段階、職務の級等による加算率

イ 一般職本給表適用者

職 務 の 級	加 算 率
8級以上	100分の20
7級・6級	100分の15
5級・4級	100分の10
3級	100分の5

ロ 技術職本給表適用者

職 務 の 級	加 算 率
6級・5級	100分の15
4級・3級	100分の10
2級	100分の5

ハ 教育職本給表適用者

職 務 の 級	加 算 率
6級	100分の20
5級	100分の15 ※1
4級	100分の10 ※2
3級	100分の10
2級	100分の5 ※3

ニ 医療職本給表（一）適用者

職 務 の 級	加 算 率
4 級・3 級	1 0 0 分の 1 5 ※1
2 級	1 0 0 分の 1 0
1 級	1 0 0 分の 5 ※3

ホ 医療職本給表（二）適用者

職 務 の 級	加 算 率
3 級	1 0 0 分の 5
2 級	1 0 0 分の 5 ※3

ヘ U R A 職本給表適用者

職 務 の 級	加 算 率
4 級・3 級	1 0 0 分の 1 0
2 級	1 0 0 分の 5

（注）※1 機構長が定めるものは100分の20

※2 機構長が定めるものは100分の15

※3 機構長が定めるもの

② 特定管理職員の割増率

イ 一般職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の区分	割 増 率
7 級・8 級・9 級・1 0 級	1 種	1 0 0 分の 2 5
	2 種	1 0 0 分の 1 5

ロ 教育職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の区分	割 増 率
5 級・6 級	1 種	1 0 0 分の 2 5
	2 種	1 0 0 分の 1 5

③ 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により引き続き職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合

(2) 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合

(3)職員が基準日に停職を命ぜられている場合

(4)第2号及び第3号において「基準日」を「基準日1月以内」と読み替えて当該各号を適用した場合

5 第3項及び前項第1号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、機構長が定める。

6 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 前6項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第27章 勤勉手当

(勤勉手当)

第57条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第4条第2項の規定により定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された（別に定める職員を除く。）職員についても同様とする。ただし、指定職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（役職段階加算者にあっては、本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。))に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構長が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（機構長が指定する職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	0

- 3 前条第3項、第4項及び第6項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第28章 期末特別手当

(期末特別手当)

- 第58条 期末特別手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員（無休退職者、刑事退職者、停職者、専従求職者、無休派遣職員及び育児休業をしている職員のうち基準日前6箇月以内の期間に勤務した期間のない職員を除く。）に対して、それぞれ第4条で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員についても同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第56条第2項の表③に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じて機構長が決定する額を減じて得た額）とする。
 - 3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇した日現在）において職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（労災保険法を適用された退職者を除く。）及び派遣職員以外の職員にあっては、その本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 4 第56条第6項の規定は、期末特別手当に準用する。

第29章 休職者の給与

(休職者の給与)

第59条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号の規定により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、給与は支給しない。ただし、労災保険法の定めるところに従い、支給される休業補償給付又は休業給付の額が支給されるはずであった給与の額に満たない場合は、その差額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第15条第1項第2号の規定により、刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号から第5号の規定により、休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第4号の規定により休職する場合において、業務上の事由で行方不明になったときは、100分の100以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第15条第1項第6号の規定により、休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、給与は支給しない。

第30章 育児休業等の給与

(育児休業等の給与)

第60条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程（平成16年規程第9号。以下この条において「職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程」という。）により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与は支給しない。

(2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間がある職員

(イ) 職員就業規則第63条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び同規則第64条第1項の規定により介護休業をしていた期間

(ロ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則（平成16年細則第6号）第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(ハ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第5条第2号に規定する休職にされていた期間

ロ 第57条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3)職員が部分休業(職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程第11条に規定する部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業中に、機構長が特に必要と認め、依頼し、これを受けて勤務をした職員及び職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程第4条の3の規定に基づき出生時育児休業中に勤務した職員に対しては、給与を支給するものとし、当該給与の支給以外については、勤務した期間として取り扱わない。

第31章 介護休業等の給与

(介護休業等の給与)

第61条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程(平成16年規程第10号。以下この条において「職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程」という。)により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)介護休業をしている期間については、給与は支給しない。

(2)介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間がある職員

(イ)職員就業規則第63条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び同規則第64条第1項の規定により介護休業をしていた期間

(ロ)期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(ハ)期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第5条第3号に規定する休職にされていた期間

ロ 第57条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3)職員が部分休業(職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程第11条に規定する部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第32章 給与の減額

(給与の減額)

第62条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、その勤務しない時間につき第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(クロスアポイントメントが適用される職員の給与の減額)

第62条の2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程が適用される職員については、本機構以外で行う業務の割合に応じた額を給与から減額する。

第33章 本給の半減

(本給の半減)

第63条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

第34章 日割計算

(日割計算)

第64条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から職員就業規則第50条に規定する休日及び同規則第52条に規定する祝日等の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、調整手当及び技術手当の支給について準用する。

第35章 端数計算

(端数計算)

第65条 第51条から第54条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、祝日等給又は夜勤手当及び第60条から第62条に規定する勤務1時間あたりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第66条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

第36章 給与の支払

(給与の支払)

第67条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

第37章 雑則

(実施規定)

第68条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第69条 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

2 平成16年3月31日において、一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)

第11条の7の規定を受けていた職員に対する調整手当の支給に関する第50条第4項の規定の適用については、同項中「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項2号中「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

3 平成16年3月31日において、人事院規則9-49(調整手当)第10条の規定により調整手当の支給を受けていた職員に対する第50条第2項の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず同項の調整手当の支給割合に達するまでの間、従前のおり支給の割合を1年につき100分の1ずつ段階的に引き下げた支給割合とする。

4 平成16年3月31日において、給与法平成8年改正法附則第14項により暫定筑波研究学園都市移転手当を受けていた職員に対する第50条第2項の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず平成16年度にあつては100分の5、平成17年度にあつては100分の4の支給割合とする。

附 則 (平成17年3月29日規程第33号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成１７年６月２４日規程第５７号）

この規程は、平成１７年６月２４日から施行する。ただし、改正後の第４７条第２項第３号ただし書きの規定は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則（平成１７年１１月２５日規程第７２号）

この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附 則（平成１８年１月２７日規程第８号）

この規程は、平成１８年２月１７日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日規程第２１号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年３月３０日規程第３５号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第５５条及び第６４条の規定は、平成１６年４月１日から適用し、第４０条第２項第４号ただし書きの規定は、平成１８年１月１日から適用する。

（附則の改正）

- 2 次に掲げるとおり附則の一部を改正する。

（１）平成１６年４月１日規程第５号附則第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を削る。

（２）平成１７年６月２４日規程第５７号附則ただし書きを削る。

（職務の級及び号給の切替え）

- 3 平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級及び号給の切替日における職務の級及び号給は、別に定める基準に従い決定するものとする。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 切替日以降に新たに採用されることとなった職員（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程（平成１６年規程第１５号）第８条第４項、第９条第２項及び第１１条第２項の適用を受ける職員とする。）について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規程に準じて本給を支給する。
- 6 前２項の規定による本給を支給される職員に関する第３９条第２項、第４０条第２項、第４５条第２項、第５５条第１項、第５６条第２項、第５７条第２項、第５８条第３項及び第６４

条第1項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第3項又は第4項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における第31条の規定の適用に関する特例)

- 7 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第31条第5項に規定する別表第14の適用については、それぞれ下表に掲げる字句とする。

昇給区分		I	II	III	IV	V
平成20年 1月 ～ 平成22年 1月	第28条第2項各号に掲げる職員（この項において「特定職員」という。）	7 以上	5	2	1	0
	第28条第2項各号に掲げる以外の職員（この項において「一般職員」という。）	7 以上	5	3	1	0
	55歳以上 （特定職員）	3 以上	2	1	0	0
	55歳以上 （一般職員）	3 以上	2	1	0	0
平成19年 1月	特定職員	5 以上	3	1	0	0
	55歳以上 （特定職員）	2 以上	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5以上		2	1又は0	
	55歳以上 （一般職員）	2以上		0	0	

備考 平成19年1月の一般職員の昇給は、昇給区分を適用せず、「勤務成績が特に良好（I、II相当）である職員」、「勤務成績が良好（III相当）である職員」及び「勤務成績が良好であると認められない（IV、V相当）職員」の区分により行う。

(本給の調整額に関する経過措置)

- 8 第39条第1項の規定により本給の調整を行う職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、第39条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次表の期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を本給の調整額として支給する。

期 間 の 区 分	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

- 9 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成18年3月31日から引き続き本給の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除

く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2)平成18年4月1日(以下この項において「施行日」という。)以後に新たに本給の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに採用されることとなった職員を除く。)

施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員になったとした場合に改正前の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第46条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3)施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに採用されることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに本給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第46条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 本給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

(4)施行日以後に、新たに採用することとなった職員(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程(平成16年規程第15号)第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。) 当該職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であつたものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(初任給調整手当に関する経過措置)

10 平成18年3月31日から引き続き在職する職員の初任給調整手当の月額、第41条第1項の規定にかかわらず、当該職員が平成23年3月31日までの間において当該職を引き続く間、同項の規定による額に、改正前の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる額との差額に、次表の期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額を加算して得た額とする。

期 間 の 区 分	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の80
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の60
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の40
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の20

(研究員調整手当に関する経過措置)

11 改正前の規定により、平成18年3月31日において研究員調整手当を受けていた者の本規定の適用にあつては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第3条第2号、第4条第1項、第55条、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項、第59条第2項から第4項まで及び第64条第5項に規定する「調整手当」を「調整手当、研究員調整手当」と読み替えるものとする。
- (2) 前号の研究員調整手当の支給割合を100分の10とし、同手当の月額、本給、本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）から調整手当の支給額を減じた額とする。
- (3) 前号の適用は、調整手当の支給割合が研究員調整手当の支給割合以上となるまでの間とする。

附 則（平成18年12月27日規程第74号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年12月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
（技師補に係る職務の級及び号給の切替えの暫定措置）
- 2 職員給与規程（平成18年3月30日規則第35号）附則第3項に規定する切替日の前日において技術職本給表4級の技師補であった者のうち、切替日以降も引き続き技師補である者の切替日における職務の級及び号給は、改正後の一般職本給表3級を暫定技術職本給表3級として、同附則に基づき決定するものとする。
- 3 前項の規定による職務の級及び号給は、当該技師補が技師に昇任するまでの間の暫定措置とし、技師に昇任するときの格付は改正後の技術職本給表3級における同額の号給（同額の号給がない場合は直近上位の号給）とする。

附 則（平成19年3月29日規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日規程第44号）

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規程第62号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第57条の規定は平成19年12月1日から適用する。
（適用除外）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の規則又は規程により雇用され、職員給与規程の規定を準用して給与を決定することとされている職員については、改正後の職員給与規程の規定は適用せず、なお従前の例による。
 - （1）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構事務補佐等職員就業規則（平成16年4月1日規則第2号）
 - （2）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構再雇用職員就業規則（平成16年

4月1日規則第4号)

(3) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外部資金の直接経費により雇用する任期付き常勤の教員の就業に関する規程(平成17年3月29日規程第38号)

(4) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定有期雇用職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第8号)

(5) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定短時間勤務有期雇用職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第10号)

(6) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構年俸制事務補佐等職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第12号)

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、その場合において、改正前の職員給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成20年3月31日規程第18号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 改正後の規定により管理職手当を受給する者のうち、第40条第2項に規定する区分が施行日前日と同一であり、改正前の管理職手当の月額に達しないこととなる一般職本給表適用者にあつては、当分の間、施行日前日における手当月額を管理職手当の額とする。

附 則(平成21年6月26日規程第104号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75(機構長が指定する職員にあつては100分の95)」とあるのは、「100分の70(機構長が指定する職員にあつては100分の85)」とする。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、)」とする。

附 則(平成21年12月9日規程第116号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

(本給に係る経過措置の取扱い)

- 2 平成18年3月30日規程第35号附則第4項の適用を受ける職員の同項の適用については、当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(本給の調整額に関する経過措置の取扱い)

- 3 平成18年3月30日規程第35号附則第8項の適用を受ける職員のうち、当該改正により本給が減額改定となる者に係る同項の適用については、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

(管理職手当に関する経過措置の取扱い)

- 4 平成21年3月31日規程第6号附則第2項の適用を受ける職員の同項の適用については、当該手当月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

(住居手当に係る経過措置)

- 5 第1項の規定にかかわらず、施行日前日までに次の規則又は規程により雇用された者に係る第46条の規定の適用については、平成22年3月31日までの間、なお従前の例による。

(1) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定有期雇用職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第8号)

(2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定短時間勤務有期雇用職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第10号)

(3) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構年俸制事務補佐等職員の就業に関する規程(平成19年3月29日規程第12号)

(平成21年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 6 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の70(特定管理職員にあっては100分の90)」とあるのは、「100分の70(特定管理職員にあっては100分の95)」とする。

附 則(平成22年3月29日規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(復職時等における号給の調整に係る特例措置)

- 2 平成19年8月1日(以下、本項において「基準日」という。)以後に育児休業を取得した

職員(基準日前から基準日以後までの間育児休業を取得した者を含む。)に係る改正後の別表

第16の適用については、基準日に同表の適用があったもの(基準日前の期間については2分の1)として再計算を行い、本給を改定できるものとする。

附 則(平成22年6月24日規程第39号)

この規程は、平成22年6月24日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則（平成22年12月6日規程第56号）

（施行期日）

1 この規程は平成22年12月6日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

（55歳を超える職員の本給月額等の減額支給について）

2 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下、「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）本給月額 当該特定職員の本給月額（平成18年3月30日規程第35号附則第4項に基づく経過措置を受ける職員にあっては、当該額）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額に達しない場合（以下、「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下、「本給月額減額基礎額」という。））

（2）調整手当 当該特定職員の本給月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額）

（3）期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第56条第2項に定める役職段階加算者にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表③に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第56条第2項に定める役職段階加算者にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表③に定める割合を乗じて得た額）

（4）勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び

これに対する調整手当の月額合計額（第５６条第２項に定める役職段階加算者にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあつては、その額に、本給月額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（第４項において「勤勉手当減額対象額」という。））に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第５７条第２項に規定する勤務期間の区分に応じた割合及び機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額合計額（第５６条第２項に定める役職段階加算者にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（第４項において「勤勉手当減額基礎額」という。））に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第５７条第２項に規定する勤務期間の区分に応じた割合及び機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表	６級
技術職本給表	６級
教育職本給表	５級

３ 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について勤務時間１時間あたりの給与額は、第５５条第１項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に１２を乗じ、その額を１週間あたりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額合計額に１２を乗じ、その額を１週間あたりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

４ 第２項の規定が適用される間、第５７条第２項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項により算出した額から、第２項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に１００分の０．９７５（機構長が指定する職員にあつては、１００分の１．２７５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に１００分の６５（機構長が指定する職員にあつては、１００分の８５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（適用日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

５ 適用日前に５５歳に達した職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「附則（平成２２年１２月 ６日規程第５６号）の適用の日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（附則の改正）

６ 平成２１年１２月９日規程第１１６号附則第２項及び第４項中「１００分の９９．７６」を「１００分の９９．５９」に改める。

(本給に係る経過措置の取扱い)

- 7 平成18年3月30日規程第35号附則第4項の適用を受ける職員のうち、平成21年12月9日規程第116号附則第2項の適用を受ける者以外の同項の適用については、当該本給月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第28条の規定により昇給した職員（その他当該職員との権衡上必要があると認められる者を含む）の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 9 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5（機構長が指定する職員にあっては100分の87.5）」とあるのは、「100分の65（機構長が指定する職員にあっては100分の85）」とする。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 10 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

附 則（平成24年3月30日規程第23号）

(施行期日)

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

(附則の改正)

- 2 平成21年12月9日規程第116号附則第2項及び第4項中「100分の99.76」を「100分の99.1」に改める。
- 3 平成22年12月6日規程第56号附則第7項中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

(平成24年4月1日における号給の調整)

- 4 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（特に調整の必要があるものとして定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- (1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員
- 5 前項において特に調整の必要があるものとして定める職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年

昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員とする。

附 則（平成24年5月25日規程第51号）

（施行期日）

1 この規程は平成24年6月1日から施行する。

（特例による給与の減額支給）

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する本給月額（平成18年3月30日規程第35号附則第4項の規定による本給を含み、当該職員が第63条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号給	割合
一般職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技術職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級	100分の9.77
教育職本給表	2級	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職本給表(一)	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
	3级以上	100分の9.77
医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 調整手当 当該職員の本給月額に対する調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当又は技術手当に対する調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 技術手当 当該職員の技術手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(6) 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(7) 第59条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 第59条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第59条第2項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第59条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第59条第4項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第51条から第54条まで、及び第62条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第55条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年12月6日規程第56号第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号及び第4号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成22年12月6日規程第56号第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する調整手当の月額から平成22年12月6日規程第56号第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月6日規程第56号第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月6日規程第56号第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第4号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月6日規程第56号第3項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児部分休業の給与に関する特例)

6 特例期間においては、第60条第3号の規定の適用については、同号中「第55条」とあるのは、「平成24年5月25日規程第51第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(介護部分休業の給与に関する特例)

7 特例期間においては、第61条第3号の規定の適用については、同号中「第55条」とあるのは、「平成24年5月25日規程第51第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(端数計算)

- 8 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年12月21日規程第61号)

この規程は平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 2 平成25年4月1日(以下「調整日」という。)において39歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則 (平成25年9月27日規程第25号)

この規程は平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日規程第42号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成26年1月1日から施行する。

(附則の改正)

- 2 平成18年3月30日規程第35号附則第4項中「職員には」の下に、「平成26年3月31日までの間、」を加える。

附 則 (平成26年3月26日規程第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受ける

こととなる号給の1号給上位の号給とする。

- (1) 調整日において38歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- (2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- (3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成26年12月25日規程第28号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

改正後の職員給与規程の規定は、適用日に在職する者に適用するものとし、その場合において、改正前の職員給与規程の規定に基づき支給された給与と、改正後の職員給与規程の規定による給与の差額に相当する額は、平成27年1月に支給する。

（平成26年12月期勤勉手当に関する特例措置）

- 2 平成26年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75（特定管理職員にあっては100分の95）」とあるのは、「100分の82.5（特定管理職員にあっては100分の102.5）」とする。

（平成26年12月期期末特別手当に関する特例措置）

- 3 平成26年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の147.5」とあるのは、「100分の140」に、「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」とする。

（平成27年1月1日における昇給に関する特例措置）

- 4 平成27年1月1日における第31条第5項に規定する別表第14の適用については、それぞれ下表の掲げる字句とする。

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	7以上	5	3（第28条第2項各号に掲げる職員にあっては、2）	1	0
	1以上	0	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は第28条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則（平成27年3月27日規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給表の改定に伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を

受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 3 切替日以降に新たに採用されることとなった職員（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程（平成16年規程第15号）第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。）について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規程に準じて本給を支給する。

- 4 前2項の規定による本給を支給される職員に関する第39条第2項、第55条第1項、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項及び第64条第1項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第1項又は第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

（附則の改正）

- 5 平成22年12月6日規程第56号附則第2項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則（平成27年9月16日規程第54号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規程第70号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年12月25日から施行する。

（給与の一時金）

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成27年4月から平成27年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は平成28年4月1日から適用するものとする。

- 3 平成27年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80（特定管理職員にあっては100分の100）」とあるのは、「100分の85（特定管理職員にあっては100分の105）」とする。
- 4 平成27年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、平成28年2月に支給する。

（本給等に関する暫定措置）

- 6 平成27年人事院勧告の内容とする改定後の一般職の職員の給与に関する法律（以下、「改正法」という。）の公布、並びに改正法に伴う人事院規則・通知等の交付及び発出により国家公務員における改定後の給与等と本規程における金額等の間に差異が生じた場合は、速やかに本規程の改正を行った上、その間の差額の調整を行うものとする。

附 則（平成２８年２月１７日規程第４号）

この規程は、平成２８年２月１７日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日規程第３９号）

（施行期日）

１ この規程は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表第１３昇格時
号給対応表及び別表１８本給の調整額調整基本額は平成２７年４月１日から適用する。

（初任給調整手当）

２ 平成２７年１２月２５日規程第７０号附則第６項により、本規程の規定を適用した額
と、給与法改正に伴う金額に差異が生じたため、平成２７年４月から差額の調整を行う
ものとする。

附 則（平成２８年５月２７日規程第４２号）

この規程は、平成２８年５月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年７月１５日規程第５１号）

この規程は、平成２８年８月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月１２日規程第５９号）

（施行期日）

１ この規程は、平成２８年１２月１２日から施行する。ただし、第４２条第１項から第３
項、第５７条及び第５８条の改正規定は平成２９年４月１日から施行する。

（給与の一時金）

２ 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行う
ため、平成２８年４月から平成２８年１２月の期間について、改正前の本規程の適用を受
けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を
一時金として支給する。

（平成２８年１２月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置）

３ 平成２８年１２月期勤勉手当に関する第５７条第２項の規定の適用については、同項中
「１００分の８５（機構長が指定する職員にあっては、１００分の１０５）」とあるのは、
「１００分の９０（特機構長が指定する職員にあっては、１００分の１１０）」とする。

４ 平成２８年１２月期期末特別手当に関する第５８条第２項の規定の適用については、「１
００分の１７０」とあるのは、「１００分の１７５」とする。

５ 前３項に規定する一時金は、平成２８年１２月に支給する。

（扶養手当に関する経過措置）

６ 平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、第４２条第１項から第３項
の規定は適用せず、次表の額とする。

区 \ 年			28	29	30	31	32 年度 以降
配偶 者	一般職本給表	7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
		8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
		9 級以上	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給
	技術職本給表	6 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	教育職本給表	4 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
		5 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
		6 級	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給
	医療職本給表 (一)	3 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
		4 級	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給
	医療職本給表 (二)	3 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子	全ての本給表		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母 等	一般職本給表	7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
		8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
		9 級以上	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給
	技術職本給表	6 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	教育職本給表	4 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
		5 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
		6 級	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給
	医療職本給表 (一)	3 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
		4 級	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給
	医療職本給表 (二)	3 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

※職員に配偶者が不在の場合の扶養親族 1 人に係る手当額

平成 28 年度は、子又は父母等 11,000 円

平成 29 年度は、子 10,000 円、父母等 9,000 円とし、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を 1 人目の扶養親族とする。

平成 30 年度以降は上表に掲げる額とする。

附 則（平成 29 年 9 月 21 日規程第 21 号）

この規程は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。

ただし、改正後の第 22 条、第 25 条第 1 項、第 25 条の 2 及び第 34 条から第 34 条の 3 までの規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 26 日規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第57条及び第58条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

(給与の一時金)

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成29年4月から平成30年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

(平成29年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成29年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90（機構長が指定する職員にあっては、100分の110）」とあるのは、「100分の95（機構長が指定する職員にあっては、100分の115）」とする。
- 4 平成29年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、平成30年2月に支給する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 6 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員のうち、当該職員の平成27年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして、平成27年昇給等抑制職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成31年1月24日規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第40条、第57条及び第58条の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(給与の一時金)

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成30年4月から平成31年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成30年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の92.5（機構長が指定する職員にあっては、100分の112.5）」とあるのは、「100分の95（機構長が指定する職員にあっては、100分の115）」とする。
- 4 平成30年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、平成31年2月に支給する。

附 則（令和２年１月３０日規程第１号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年２月１日から施行する。ただし、第３条、第４条及び第５条の改正規定は令和２年３月１日から施行し、第４６条、第５７条及び第５８条の改正規定は令和２年４月１日から施行する。

（給与の一時金）

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成３１年４月から令和２年１月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

（令和元年１２月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 3 令和元年１２月期勤勉手当に関する第５７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の９５（機構長が指定する職員にあっては、１００分の１１５）」とあるのは、「１００分の９７．５（機構長が指定する職員にあっては、１００分の１１７．５）」とする。
- 4 令和元年１２月期期末特別手当に関する第５８条第２項の規定の適用については、「１００分の１７０」とあるのは、「１００分の１７２．５」とする。
- 5 前３項に規定する一時金は、令和２年２月に支給する。

（昇格時に関する経過措置）

- 6 平成３１年４月１日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号給対応表による号給が、改正前の号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とする。
- 7 施行日から令和２年３月３１日までの間に昇格した職員のうち、上記との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による俸給とすることができる。

（住居手当の支給に関する経過措置）

- 8 住居手当に関する第４６条の規定の適用について、改正により、施行日前日より住居手当を受給し、施行日前後で同一の住居について居住要件を継続しており、住居手当の減額が２，０００円を超える場合には令和３年３月３１日までの間、改正前の住居手当の額から２，０００円を減じた額を住居手当として支給する。

附 則（令和２年１０月２７日規程第４４号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１１月３０日規程第５２号）

（施行期日）

- 1 この規程による改正後の第５８条第２項及び附則第２項の規定は、令和２年１２月１日から施行する。

（令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する第５８条第２項の適用については、同項

中「１００分の１６７．５」とあるのは、「１００分の１６５」とする。

附 則（令和４年３月２８日規程第２８号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１４日規程第４８号）

この規程は、令和４年４月１４日から施行する。

附 則（令和４年６月２４日規程第５２号）

この規程は、令和４年８月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月２１日規程第５８号）

（施行期日）

１ この規程は、令和４年１２月２１日から施行する。

（給与の一時金）

２ 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、令和４年４月から令和４年１２月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第５７条及び第５８条の改正規定は令和５年４月１日から適用するものとする。

３ 令和４年１２月期勤勉手当に関する第５７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１００（特定管理職員にあっては１００分の１２０）」とあるのは、「１００分の１０５（特定管理職員にあっては１００分の１２５）」とする。

４ 令和４年１２月期期末特別手当に関する第５８条第２項の規定の適用については、「１００分の１６２．５」とあるのは、「１００分の１６５」とする。

５ 前３項に規定する一時金は、令和５年２月に支給する。

附 則（令和５年３月２７日規程第１４号）

（施行期日）

１ この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（特定日以後の給与）

２ 当分の間、職員の本給月額（年俸本給月額を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる年齢に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

一 産業医 ６３歳

二 技術職員、事務系職員、看護職員及びリサーチアドミニストレーター ６０歳

- 3 前項の規定の適用を受ける職員に対する第39条の本給の調整額及び第50条の管理職員特別勤務手当は、当分の間、同項の規定を準用して支給する。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員人事規程（平成16年規程第1号）第8条の4第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された職員
 - 二 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則（平成16年規則第1号）第23条第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 5 職員人事規程第8条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であつて、当該降任をされた日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける本給月額が降任をされた日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 6 前項の規定による本給を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- （検討）
- 7 機構は、教員にかかる特定日以後の給与に関する規定について、この規程の施行後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の追加その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月26日規程第28号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日規程第75号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月22日から施行する。
- （給与の一時金）
- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年俸制適用職員以外の者にあつては、年間での調整を行うため、令和5年4月から令和5年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。
- ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和6年4月1日から適用するものとする。
- 3 令和5年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5（特定管理職員にあつては100分の122.5）」とあるのは、「100分の105（特定管理職員にあつては100分の125）」とする。

- 4 令和5年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、令和6年2月に支給する。

附 則（令和6年3月25日規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日規程第30号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年12月25日から施行する。
（給与の一時金）
- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年俸制適用職員以外の者にあつては、年間での調整を行うため、令和6年4月から令和6年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。
ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和7年4月1日から適用するものとする。
- 3 令和6年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105（特定管理職員にあつては100分の125）」とあるのは、「100分の107.5（特定管理職員にあつては100分の127.5）」とする。
- 4 令和6年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、令和7年2月に支給する。

別表第1

一般職本給表（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	

35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000		
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000		
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400		
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800		
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200		
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600		
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000		
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300		
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600		
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000		
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300		
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600		
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900		
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800			
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100			
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400			
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600			
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900			
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200			
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500			
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700			
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000			
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300			
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500			

73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700						
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000						
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300						
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500						
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700						
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000						
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300						
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500						
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700						
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000						
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300						
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500						
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700						
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500							
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800							
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000							
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200							
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500							
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800							
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000							
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200							
94		299, 400	347, 400									
95		299, 700	347, 800									
96		300, 100	348, 200									
97		300, 300	348, 400									
98		300, 600	348, 800									
99		301, 000	349, 200									
100		301, 400	349, 500									
101		301, 600	349, 800									
102		301, 900	350, 200									
103		302, 200	350, 600									
104		302, 500	351, 000									
105		302, 700	351, 500									
106		303, 000	351, 900									
107		303, 300	352, 300									
108		303, 600	352, 700									
109		303, 800	353, 200									
110		304, 200	353, 600									
111		304, 600	353, 900									

112		304,900	354,200							
113		305,100	354,700							
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

技術職本給表（第5条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	174,700	222,200	296,000	311,600	337,600	379,900
2	175,800	226,300	297,800	313,500	339,000	382,400
3	176,900	228,900	299,600	315,400	340,300	384,800
4	177,900	231,400	301,400	317,300	341,500	387,200
5	179,000	233,900	303,100	319,100	342,700	389,200
6	181,000	235,400	304,900	320,900	343,800	391,500
7	183,000	236,800	306,600	322,700	344,900	393,800
8	185,000	238,300	308,200	324,400	346,000	396,000
9	187,000	239,700	309,800	326,100	347,000	398,100
10	188,900	241,700	311,700	328,100	348,400	400,400
11	190,800	243,700	313,600	330,100	349,600	402,700
12	192,700	245,600	315,500	332,100	350,800	404,900
13	194,600	247,500	317,200	333,900	352,100	407,100
14	196,400	249,700	319,100	335,900	353,400	409,600
15	198,200	251,800	320,900	337,800	354,700	412,200
16	199,900	253,900	322,700	339,700	356,000	414,800
17	201,500	256,000	324,400	341,500	357,200	417,100
18	203,200	258,300	325,900	343,100	358,500	419,500
19	204,900	260,600	327,500	344,700	359,900	421,900
20	206,600	262,900	329,000	346,300	361,200	424,200
21	208,300	265,100	330,500	347,900	362,500	426,500
22	210,000	267,000	331,500	348,900	363,900	428,900
23	211,700	269,000	332,400	349,900	365,200	431,400
24	213,300	270,900	333,400	350,900	366,500	433,600
25	214,900	272,800	334,400	352,000	367,800	435,700
26	216,900	274,600	335,600	353,300	369,300	437,900
27	218,700	276,500	336,800	354,500	370,600	440,200
28	220,500	278,300	337,900	355,700	371,900	442,500
29	222,300	280,100	339,100	356,900	373,300	444,900
30	223,300	281,500	340,100	358,000	374,700	447,300
31	224,400	282,900	341,100	359,100	376,100	449,600
32	225,400	284,300	342,200	360,200	377,500	451,900
33	226,800	285,800	343,200	361,300	379,000	454,100
34	228,200	287,200	344,200	362,300	380,500	456,400

35	229, 600	288, 600	345, 100	363, 300	382, 000	458, 700
36	231, 000	289, 900	346, 100	364, 300	383, 600	461, 000
37	232, 500	291, 300	346, 900	365, 200	384, 800	463, 300
38	234, 000	292, 100	347, 800	366, 100	386, 100	465, 700
39	235, 500	293, 000	348, 600	366, 900	387, 400	468, 000
40	237, 000	293, 800	349, 300	367, 700	388, 600	470, 300
41	238, 500	294, 600	350, 000	368, 400	389, 900	472, 500
42	240, 000	295, 100	350, 700	369, 200	391, 100	474, 600
43	241, 400	295, 500	351, 500	370, 000	392, 500	476, 700
44	242, 800	296, 000	352, 300	370, 800	394, 000	478, 800
45	244, 200	296, 500	353, 000	371, 600	395, 100	480, 300
46	245, 500	297, 000	353, 800	372, 400	396, 200	481, 700
47	246, 600	297, 400	354, 500	373, 200	397, 800	483, 300
48	247, 800	297, 900	355, 300	374, 000	399, 200	484, 700
49	248, 900	298, 300	356, 100	374, 800	400, 400	486, 300
50	249, 900	298, 800	357, 300	376, 100	401, 800	487, 600
51	251, 000	299, 300	358, 500	377, 400	403, 100	489, 000
52	252, 000	299, 700	359, 700	378, 600	404, 400	490, 400
53	253, 100	300, 100	360, 300	379, 300	405, 700	491, 400
54	254, 100	300, 600	361, 300	380, 300	407, 100	492, 600
55	255, 100	301, 000	362, 000	381, 100	408, 400	493, 700
56	256, 000	301, 300	362, 700	381, 800	409, 700	494, 900
57	257, 000	301, 700	363, 400	382, 500	410, 800	495, 700
58	257, 600	302, 100	364, 000	383, 200	412, 000	496, 700
59	258, 200	302, 500	364, 700	383, 900	413, 300	497, 600
60	258, 800	302, 900	365, 400	384, 600	414, 600	498, 600
61	259, 400	303, 200	365, 900	385, 200	415, 300	499, 600
62	259, 900	303, 800	366, 600	385, 900	416, 100	500, 500
63	260, 500	304, 400	367, 400	386, 700	417, 000	501, 100
64	261, 100	305, 000	368, 100	387, 500	417, 800	501, 800
65	261, 600	305, 400	368, 700	388, 100	418, 600	502, 600
66	262, 200	306, 000	369, 500	388, 900	419, 300	503, 300
67	262, 800	306, 600	370, 100	389, 600	419, 900	504, 100
68	263, 300	307, 100	370, 800	390, 300	420, 700	504, 800
69	263, 900	307, 600	371, 400	390, 900	421, 000	505, 500
70	264, 600	308, 200	372, 000	391, 600	421, 600	506, 300
71	265, 200	308, 800	372, 700	392, 300	422, 100	507, 000
72	265, 900	309, 300	373, 400	393, 000	422, 600	507, 800

73	266,500	309,800	374,000	393,700	423,000	508,400
74	267,100	310,500	374,600	394,300		
75	267,800	311,100	375,200	394,900		
76	268,500	311,800	375,800	395,600		
77	269,000	312,500	376,500	396,300		
78	269,700	313,100	377,000	396,800		
79	270,400	313,800	377,500	397,400		
80	270,900	314,500	378,100	398,000		
81	271,500	315,100	378,600	398,500		
82	272,200	315,900	379,100	399,100		
83	272,800	316,500	379,700	399,700		
84	273,400	317,100	380,200	400,200		
85	274,000	317,600	380,700	400,700		
86	274,600	318,100	381,100	401,200		
87	275,300	318,400	381,600	401,700		
88	275,900	318,800	382,300	402,400		
89	276,500	319,100	382,700	402,800		
90	277,100	319,600				
91	277,800	320,000				
92	278,400	320,300				
93	278,900	320,600				
94	279,600	321,000				
95	280,200	321,400				
96	280,700	321,800				
97	281,000	322,200				
98	281,600	322,700				
99	282,200	323,200				
100	282,600	323,700				
101	283,100	324,100				
102	283,500	324,600				
103	283,900	325,100				
104	284,200	325,600				
105	284,600	325,900				
106	285,100	326,300				
107	285,600	326,800				
108	285,900	327,200				
109	286,000	327,700				
110	286,400	328,000				

111	286,700	328,400				
112	286,900	328,800				
113	287,200	329,300				
114	287,500	329,700				
115	287,800	330,000				
116	288,000	330,400				
117	288,300	330,900				
118	288,600	331,300				
119	288,800	331,600				
120	289,100	332,000				
121	289,400	332,400				

備考 この表は、主任技師、先任技師、専門技師、技師、准技師及び技術員に適用する。

別表第3

教育職本給表（第5条関係）

職務の級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
2	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
3	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
4	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
5	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
6	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
7	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
8	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
9	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
10	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
11	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
12	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
13	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
14	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
15	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
16	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
17	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
18	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
19	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
20	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
21	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
22	305,000	354,700	400,200	461,300	
23	307,400	356,700	401,200	463,700	
24	309,600	358,700	402,200	466,000	
25	311,800	360,500	403,100	468,000	
26	313,800	362,100	404,200	470,100	
27	315,800	363,700	405,300	472,200	
28	317,800	365,300	406,400	474,200	
29	319,800	366,600	407,500	476,200	
30	321,700	368,100	408,600	478,500	
31	323,600	369,500	409,700	480,700	
32	325,500	370,800	410,800	482,600	
33	327,300	372,100	411,900	484,500	
34	329,200	373,300	413,000	486,600	

35	331, 100	374, 500	414, 100	488, 800
36	333, 000	375, 600	415, 300	490, 800
37	334, 700	376, 700	416, 300	492, 900
38	335, 900	378, 100	417, 400	494, 900
39	337, 000	379, 400	418, 500	496, 800
40	338, 100	380, 700	419, 700	498, 700
41	338, 700	382, 000	420, 600	500, 700
42	339, 100	383, 300	421, 700	502, 600
43	339, 500	384, 600	422, 800	504, 300
44	339, 900	385, 900	423, 800	506, 200
45	340, 500	387, 200	424, 800	508, 100
46	341, 000	388, 400	425, 900	509, 900
47	341, 500	389, 600	427, 000	511, 700
48	341, 900	390, 700	428, 100	513, 500
49	342, 300	391, 800	429, 100	515, 200
50	342, 700	393, 000	430, 300	516, 900
51	343, 100	394, 100	431, 500	518, 700
52	343, 500	395, 200	432, 700	520, 500
53	343, 900	396, 300	433, 400	522, 000
54	344, 300	397, 500	434, 300	523, 600
55	344, 700	398, 700	435, 200	525, 300
56	345, 100	399, 800	436, 000	526, 900
57	345, 500	400, 800	436, 800	528, 500
58	345, 900	401, 800	437, 700	529, 800
59	346, 300	402, 800	438, 600	531, 100
60	346, 700	403, 700	439, 400	532, 300
61	347, 100	404, 900	440, 100	533, 500
62	347, 500	406, 300	441, 000	534, 500
63	347, 900	407, 700	442, 000	535, 500
64	348, 300	409, 100	442, 900	536, 500
65	348, 700	409, 900	443, 800	537, 100
66	349, 100	410, 900	444, 700	538, 000
67	349, 500	411, 900	445, 700	538, 900
68	349, 900	413, 000	446, 600	539, 800
69	350, 300	413, 900	447, 600	540, 700
70	350, 800	414, 700	448, 600	541, 500
71	351, 200	415, 500	449, 500	542, 200
72	351, 600	416, 200	450, 500	542, 700

73	351, 900	416, 900	451, 400	543, 400
74	352, 400	417, 800	452, 300	543, 900
75	352, 800	418, 600	453, 200	544, 700
76	353, 200	419, 200	454, 200	545, 300
77	353, 600	419, 800	455, 000	545, 800
78	354, 100	420, 200	455, 400	546, 400
79	354, 600	420, 500	456, 000	547, 000
80	355, 100	420, 800	456, 600	547, 600
81	355, 600	421, 100	457, 200	548, 200
82	356, 300	421, 400	457, 900	
83	357, 000	421, 600	458, 200	
84	357, 700	421, 900	458, 800	
85	358, 300	422, 100	459, 200	
86	358, 900	422, 400	459, 500	
87	359, 500	422, 700	459, 800	
88	360, 100	423, 000	460, 100	
89	360, 600	423, 200	460, 400	
90	361, 000	423, 400	461, 100	
91	361, 400	423, 700	461, 500	
92	361, 800	424, 000	461, 800	
93	362, 200	424, 200	462, 100	
94	362, 600	424, 500	462, 500	
95	363, 100	424, 800	462, 800	
96	363, 500	425, 100	463, 100	
97	364, 100	425, 300	463, 400	
98	364, 600	425, 600	463, 800	
99	365, 000	425, 900	464, 100	
100	365, 500	426, 100	464, 400	
101	365, 900	426, 300	464, 700	
102	366, 400	426, 600		
103	366, 700	426, 900		
104	367, 100	427, 100		
105	367, 600	427, 300		
106	368, 000	429, 600		
107	368, 500	429, 900		
108	369, 000	430, 200		
109	369, 400	430, 500		
110	369, 900	430, 800		
111	370, 300	431, 100		

112	370, 700	431, 400			
113	371, 100	431, 700			
114	371, 500	432, 000			
115	371, 900	432, 300			
116	372, 300	432, 600			
117	372, 700	432, 800			
118	373, 100				
119	373, 500				
120	373, 900				
121	374, 200				
122	374, 600				
123	375, 100				
124	375, 400				
125	375, 800				
126	376, 300				
127	376, 800				
128	377, 200				
129	377, 600				
130	378, 100				
131	378, 600				
132	379, 100				
133	379, 600				
134	380, 100				
135	380, 600				
136	381, 100				
137	381, 600				
138	382, 100				
139	382, 600				
140	383, 100				
141	383, 600				

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教に適用する。

別表第3の2

教育職年俸本給表（一）（第5条関係）

号給	年額	月額
1	2,760,000	230,000
2	2,880,000	240,000
3	3,000,000	250,000
4	3,120,000	260,000
5	3,240,000	270,000
6	3,360,000	280,000
7	3,480,000	290,000
8	3,600,000	300,000
9	3,720,000	310,000
10	3,840,000	320,000
11	3,960,000	330,000
12	4,080,000	340,000
13	4,200,000	350,000
14	4,320,000	360,000
15	4,440,000	370,000
16	4,560,000	380,000
17	4,680,000	390,000
18	4,800,000	400,000
19	4,920,000	410,000
20	5,040,000	420,000
21	5,160,000	430,000
22	5,280,000	440,000
23	5,400,000	450,000
24	5,520,000	460,000
25	5,640,000	470,000
26	5,760,000	480,000
27	5,880,000	490,000
28	6,000,000	500,000

号給	年額	月額
29	6,120,000	510,000
30	6,240,000	520,000
31	6,360,000	530,000
32	6,480,000	540,000
33	6,600,000	550,000
34	6,720,000	560,000
35	6,840,000	570,000
36	6,960,000	580,000
37	7,080,000	590,000
38	7,200,000	600,000
39	7,320,000	610,000
40	7,440,000	620,000
41	7,560,000	630,000
42	7,680,000	640,000
43	7,800,000	650,000
44	7,920,000	660,000
45	8,040,000	670,000
46	8,160,000	680,000
47	8,280,000	690,000
48	8,400,000	700,000
49	8,520,000	710,000
50	8,640,000	720,000
51	8,760,000	730,000
52	8,880,000	740,000
53	9,000,000	750,000
54	9,120,000	760,000
55	9,240,000	770,000
56	9,360,000	780,000

号給	年額	月額
57	9,480,000	790,000
58	9,600,000	800,000
59	9,720,000	810,000
60	9,840,000	820,000
61	9,960,000	830,000
62	10,080,000	840,000
63	10,200,000	850,000
64	10,320,000	860,000
65	10,440,000	870,000
66	10,560,000	880,000
67	10,680,000	890,000
68	10,800,000	900,000
69	10,920,000	910,000
70	11,040,000	920,000
71	11,160,000	930,000
72	11,280,000	940,000
73	11,400,000	950,000
74	11,520,000	960,000
75	11,640,000	970,000
76	11,760,000	980,000
77	11,880,000	990,000
78	12,000,000	1,000,000
79	12,120,000	1,010,000
80	12,240,000	1,020,000

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教（教育職本給表又は教育職年俸本給表（二）適用者を除く。）に適用する。

別表第3の3

教育職年俸本給表（二）（第5条関係）

職務 の級	2級		3級		4級		5級		6級	
号給	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額
		円		円		円		円		円
1	3,136,800	261,400	3,805,200	317,100	4,299,600	358,300	5,077,200	423,100	6,504,000	542,000
2	3,163,200	263,600	3,831,600	319,300	4,330,800	360,900	5,100,000	425,000	6,540,000	545,000
3	3,188,400	265,700	3,858,000	321,500	4,362,000	363,500	5,121,600	426,800	6,577,200	548,100
4	3,211,200	267,600	3,883,200	323,600	4,392,000	366,000	5,142,000	428,500	6,614,400	551,200
5	3,232,800	269,400	3,908,400	325,700	4,420,800	368,400	5,162,400	430,200	6,650,400	554,200
6	3,250,800	270,900	3,931,200	327,600	4,449,600	370,800	5,185,200	432,100	6,679,200	556,600
7	3,268,800	272,400	3,952,800	329,400	4,479,600	373,300	5,208,000	434,000	6,709,200	559,100
8	3,286,800	273,900	3,974,400	331,200	4,508,400	375,700	5,229,600	435,800	6,738,000	561,500
9	3,308,400	275,700	3,996,000	333,000	4,538,400	378,200	5,246,400	437,200	6,765,600	563,800
10	3,332,400	277,700	4,018,800	334,900	4,568,400	380,700	5,269,200	439,100	6,787,200	565,600
11	3,356,400	279,700	4,040,400	336,700	4,598,400	383,200	5,292,000	441,000	6,810,000	567,500
12	3,380,400	281,700	4,062,000	338,500	4,627,200	385,600	5,314,800	442,900	6,832,800	569,400
13	3,404,400	283,700	4,083,600	340,300	4,656,000	388,000	5,331,600	444,300	6,853,200	571,100
14	3,430,800	285,900	4,102,800	341,900	4,675,200	389,600	5,354,400	446,200	6,870,000	572,500
15	3,456,000	288,000	4,122,000	343,500	4,693,200	391,100	5,377,200	448,100	6,885,600	573,800
16	3,481,200	290,100	4,140,000	345,000	4,711,200	392,600	5,400,000	450,000	6,900,000	575,000
17	3,504,000	292,000	4,158,000	346,500	4,723,200	393,600	5,420,400	451,700	6,915,600	576,300
18	3,536,400	294,700	4,177,200	348,100	4,743,600	395,300	5,442,000	453,500	6,925,200	577,100
19	3,568,800	297,400	4,196,400	349,700	4,760,400	396,700	5,463,600	455,300	6,933,600	577,800
20	3,600,000	300,000	4,215,600	351,300	4,776,000	398,000	5,485,200	457,100	6,942,000	578,500
21	3,631,200	302,600	4,232,400	352,700	4,790,400	399,200	5,509,200	459,100	6,951,600	579,300
22	3,660,000	305,000	4,256,400	354,700	4,802,400	400,200	5,535,600	461,300		
23	3,688,800	307,400	4,280,400	356,700	4,814,400	401,200	5,564,400	463,700		
24	3,715,200	309,600	4,304,400	358,700	4,826,400	402,200	5,592,000	466,000		
25	3,741,600	311,800	4,326,000	360,500	4,837,200	403,100	5,616,000	468,000		
26	3,765,600	313,800	4,345,200	362,100	4,850,400	404,200	5,641,200	470,100		
27	3,789,600	315,800	4,364,400	363,700	4,863,600	405,300	5,666,400	472,200		
28	3,813,600	317,800	4,383,600	365,300	4,876,800	406,400	5,690,400	474,200		
29	3,837,600	319,800	4,399,200	366,600	4,890,000	407,500	5,714,400	476,200		
30	3,860,400	321,700	4,417,200	368,100	4,903,200	408,600	5,742,000	478,500		
31	3,883,200	323,600	4,434,000	369,500	4,916,400	409,700	5,768,400	480,700		
32	3,906,000	325,500	4,449,600	370,800	4,929,600	410,800	5,791,200	482,600		
33	3,927,600	327,300	4,465,200	372,100	4,942,800	411,900	5,814,000	484,500		

34	3,950,400	329,200	4,479,600	373,300	4,956,000	413,000	5,839,200	486,600
35	3,973,200	331,100	4,494,000	374,500	4,969,200	414,100	5,865,600	488,800
36	3,996,000	333,000	4,507,200	375,600	4,983,600	415,300	5,889,600	490,800
37	4,016,400	334,700	4,520,400	376,700	4,995,600	416,300	5,914,800	492,900
38	4,030,800	335,900	4,537,200	378,100	5,008,800	417,400	5,938,800	494,900
39	4,044,000	337,000	4,552,800	379,400	5,022,000	418,500	5,961,600	496,800
40	4,057,200	338,100	4,568,400	380,700	5,036,400	419,700	5,984,400	498,700
41	4,064,400	338,700	4,584,000	382,000	5,047,200	420,600	6,008,400	500,700
42	4,069,200	339,100	4,599,600	383,300	5,060,400	421,700	6,031,200	502,600
43	4,074,000	339,500	4,615,200	384,600	5,073,600	422,800	6,051,600	504,300
44	4,078,800	339,900	4,630,800	385,900	5,085,600	423,800	6,074,400	506,200
45	4,086,000	340,500	4,646,400	387,200	5,097,600	424,800	6,097,200	508,100
46	4,092,000	341,000	4,660,800	388,400	5,110,800	425,900	6,118,800	509,900
47	4,098,000	341,500	4,675,200	389,600	5,124,000	427,000	6,140,400	511,700
48	4,102,800	341,900	4,688,400	390,700	5,137,200	428,100	6,162,000	513,500
49	4,107,600	342,300	4,701,600	391,800	5,149,200	429,100	6,182,400	515,200
50	4,112,400	342,700	4,716,000	393,000	5,163,600	430,300	6,202,800	516,900
51	4,117,200	343,100	4,729,200	394,100	5,178,000	431,500	6,224,400	518,700
52	4,122,000	343,500	4,742,400	395,200	5,192,400	432,700	6,246,000	520,500
53	4,126,800	343,900	4,755,600	396,300	5,200,800	433,400	6,264,000	522,000
54	4,131,600	344,300	4,770,000	397,500	5,211,600	434,300	6,283,200	523,600
55	4,136,400	344,700	4,784,400	398,700	5,222,400	435,200	6,303,600	525,300
56	4,141,200	345,100	4,797,600	399,800	5,232,000	436,000	6,322,800	526,900
57	4,146,000	345,500	4,809,600	400,800	5,241,600	436,800	6,342,000	528,500
58	4,150,800	345,900	4,821,600	401,800	5,252,400	437,700	6,357,600	529,800
59	4,155,600	346,300	4,833,600	402,800	5,263,200	438,600	6,373,200	531,100
60	4,160,400	346,700	4,844,400	403,700	5,272,800	439,400	6,387,600	532,300
61	4,165,200	347,100	4,858,800	404,900	5,281,200	440,100	6,402,000	533,500
62	4,170,000	347,500	4,875,600	406,300	5,292,000	441,000	6,414,000	534,500
63	4,174,800	347,900	4,892,400	407,700	5,304,000	442,000	6,426,000	535,500
64	4,179,600	348,300	4,909,200	409,100	5,314,800	442,900	6,438,000	536,500
65	4,184,400	348,700	4,918,800	409,900	5,325,600	443,800	6,445,200	537,100
66	4,189,200	349,100	4,930,800	410,900	5,336,400	444,700	6,456,000	538,000
67	4,194,000	349,500	4,942,800	411,900	5,348,400	445,700	6,466,800	538,900
68	4,198,800	349,900	4,956,000	413,000	5,359,200	446,600	6,477,600	539,800
69	4,203,600	350,300	4,966,800	413,900	5,371,200	447,600	6,488,400	540,700
70	4,209,600	350,800	4,976,400	414,700	5,383,200	448,600	6,498,000	541,500
71	4,214,400	351,200	4,986,000	415,500	5,394,000	449,500	6,506,400	542,200
72	4,219,200	351,600	4,994,400	416,200	5,406,000	450,500	6,512,400	542,700

73	4, 222, 800	351, 900	5, 002, 800	416, 900	5, 416, 800	451, 400	6, 520, 800	543, 400
74	4, 228, 800	352, 400	5, 013, 600	417, 800	5, 427, 600	452, 300	6, 526, 800	543, 900
75	4, 233, 600	352, 800	5, 023, 200	418, 600	5, 438, 400	453, 200	6, 536, 400	544, 700
76	4, 238, 400	353, 200	5, 030, 400	419, 200	5, 450, 400	454, 200	6, 543, 600	545, 300
77	4, 243, 200	353, 600	5, 037, 600	419, 800	5, 460, 000	455, 000	6, 549, 600	545, 800
78	4, 249, 200	354, 100	5, 042, 400	420, 200	5, 464, 800	455, 400	6, 556, 800	546, 400
79	4, 255, 200	354, 600	5, 046, 000	420, 500	5, 472, 000	456, 000	6, 564, 000	547, 000
80	4, 261, 200	355, 100	5, 049, 600	420, 800	5, 479, 200	456, 600	6, 571, 200	547, 600
81	4, 267, 200	355, 600	5, 053, 200	421, 100	5, 486, 400	457, 200	6, 578, 400	548, 200
82	4, 275, 600	356, 300	5, 056, 800	421, 400	5, 494, 800	457, 900		
83	4, 284, 000	357, 000	5, 059, 200	421, 600	5, 498, 400	458, 200		
84	4, 292, 400	357, 700	5, 062, 800	421, 900	5, 505, 600	458, 800		
85	4, 299, 600	358, 300	5, 065, 200	422, 100	5, 510, 400	459, 200		
86	4, 306, 800	358, 900	5, 068, 800	422, 400	5, 514, 000	459, 500		
87	4, 314, 000	359, 500	5, 072, 400	422, 700	5, 517, 600	459, 800		
88	4, 321, 200	360, 100	5, 076, 000	423, 000	5, 521, 200	460, 100		
89	4, 327, 200	360, 600	5, 078, 400	423, 200	5, 524, 800	460, 400		
90	4, 332, 000	361, 000	5, 080, 800	423, 400	5, 533, 200	461, 100		
91	4, 336, 800	361, 400	5, 084, 400	423, 700	5, 538, 000	461, 500		
92	4, 341, 600	361, 800	5, 088, 000	424, 000	5, 541, 600	461, 800		
93	4, 346, 400	362, 200	5, 090, 400	424, 200	5, 545, 200	462, 100		
94	4, 351, 200	362, 600	5, 094, 000	424, 500	5, 550, 000	462, 500		
95	4, 357, 200	363, 100	5, 097, 600	424, 800	5, 553, 600	462, 800		
96	4, 362, 000	363, 500	5, 101, 200	425, 100	5, 557, 200	463, 100		
97	4, 369, 200	364, 100	5, 103, 600	425, 300	5, 560, 800	463, 400		
98	4, 375, 200	364, 600	5, 107, 200	425, 600	5, 565, 600	463, 800		
99	4, 380, 000	365, 000	5, 110, 800	425, 900	5, 569, 200	464, 100		
100	4, 386, 000	365, 500	5, 113, 200	426, 100	5, 572, 800	464, 400		
101	4, 390, 800	365, 900	5, 115, 600	426, 300	5, 576, 400	464, 700		
102	4, 396, 800	366, 400	5, 119, 200	426, 600				
103	4, 400, 400	366, 700	5, 122, 800	426, 900				
104	4, 405, 200	367, 100	5, 125, 200	427, 100				
105	4, 411, 200	367, 600	5, 127, 600	427, 300				
106	4, 416, 000	368, 000	5, 155, 200	429, 600				
107	4, 422, 000	368, 500	5, 158, 800	429, 900				
108	4, 428, 000	369, 000	5, 162, 400	430, 200				
109	4, 432, 800	369, 400	5, 166, 000	430, 500				
110	4, 438, 800	369, 900	5, 169, 600	430, 800				
111	4, 443, 600	370, 300	5, 173, 200	431, 100				

112	4,448,400	370,700	5,176,800	431,400						
113	4,453,200	371,100	5,180,400	431,700						
114	4,458,000	371,500	5,184,000	432,000						
115	4,462,800	371,900	5,187,600	432,300						
116	4,467,600	372,300	5,191,200	432,600						
117	4,472,400	372,700	5,193,600	432,800						
118	4,477,200	373,100								
119	4,482,000	373,500								
120	4,486,800	373,900								
121	4,490,400	374,200								
122	4,495,200	374,600								
123	4,501,200	375,100								
124	4,504,800	375,400								
125	4,509,600	375,800								
126	4,515,600	376,300								
127	4,521,600	376,800								
128	4,526,400	377,200								
129	4,531,200	377,600								
130	4,537,200	378,100								
131	4,543,200	378,600								
132	4,549,200	379,100								
133	4,555,200	379,600								
134	4,561,200	380,100								
135	4,567,200	380,600								
136	4,573,200	381,100								
137	4,579,200	381,600								
138	4,585,200	382,100								
139	4,591,200	382,600								
140	4,597,200	383,100								
141	4,603,200	383,600								

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教に適用する。

別表第4

医療職本給表(一) (第5条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400
2	293,700	372,600	428,700	486,200
3	296,000	375,100	430,700	488,000
4	298,200	377,600	432,600	489,800
5	300,300	380,100	434,500	491,600
6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000
8	310,700	388,100	439,300	496,700
9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500
11	321,000	395,200	444,500	502,600
12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900

35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300
37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	

73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		

備考 この表は、産業医に適用する。

別表第5

医療職本給表(二) (第5条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	207, 700	240, 600	277, 600
2	209, 600	242, 800	278, 700
3	211, 400	245, 000	279, 800
4	213, 100	247, 200	280, 800
5	214, 800	249, 400	281, 800
6	216, 700	250, 400	282, 300
7	218, 500	251, 300	282, 800
8	220, 200	252, 200	283, 300
9	221, 900	253, 100	283, 800
10	223, 900	254, 300	284, 300
11	225, 800	255, 400	284, 800
12	227, 700	256, 300	285, 300
13	229, 600	257, 100	285, 800
14	231, 600	257, 800	286, 300
15	233, 600	258, 500	286, 800
16	235, 600	259, 400	287, 300
17	237, 600	260, 500	287, 800
18	239, 600	261, 600	288, 300
19	241, 700	262, 700	288, 800
20	243, 700	263, 800	289, 300
21	245, 600	264, 900	289, 800
22	246, 800	266, 000	290, 300
23	248, 000	267, 100	290, 800
24	249, 100	268, 200	291, 300
25	250, 200	269, 200	291, 800
26	251, 100	270, 300	292, 300
27	252, 000	271, 400	292, 800
28	252, 900	272, 400	293, 300
29	253, 700	273, 400	293, 800
30	254, 500	274, 100	294, 400
31	255, 200	274, 800	295, 200
32	255, 900	275, 500	296, 000
33	256, 700	276, 200	296, 700
34	257, 500	276, 800	297, 500

35	258,300	277,300	298,300
36	259,000	277,800	299,100
37	259,700	278,300	299,800
38	260,600	278,900	300,600
39	261,500	279,400	301,400
40	262,300	279,900	302,100
41	263,100	280,300	302,900
42	264,000	280,800	303,700
43	264,800	281,300	304,500
44	265,600	281,800	305,300
45	266,400	282,300	306,000
46	267,100	282,800	307,000
47	267,800	283,300	308,000
48	268,400	283,800	308,900
49	269,000	284,300	309,800
50	269,500	284,800	310,800
51	270,000	285,300	311,800
52	270,400	285,800	312,700
53	270,800	286,300	313,600
54	271,300	286,800	314,600
55	271,800	287,300	315,600
56	272,200	287,800	316,600
57	272,600	288,300	317,400
58	273,000	289,100	318,400
59	273,400	289,900	319,400
60	273,800	290,600	320,300
61	274,200	291,300	321,200
62	274,600	292,200	322,200
63	275,000	293,100	323,200
64	275,400	293,900	324,100
65	275,800	294,700	325,000
66	276,200	295,600	326,200
67	276,600	296,400	327,400
68	277,000	297,200	328,600
69	277,400	298,000	329,300
70	277,900	298,900	330,400
71	278,400	299,800	331,500
72	278,800	300,700	332,400

73	279, 200	301, 600	333, 500
74	279, 800	302, 500	334, 200
75	280, 400	303, 400	335, 300
76	280, 900	304, 300	336, 400
77	281, 400	305, 100	337, 500
78	282, 000	306, 100	338, 700
79	282, 600	307, 100	339, 800
80	283, 100	308, 000	340, 900
81	283, 600	308, 500	342, 000
82	284, 100	309, 400	343, 100
83	284, 600	310, 300	344, 100
84	285, 100	311, 100	345, 200
85	285, 600	311, 900	346, 100
86	286, 100	312, 900	347, 100
87	286, 600	313, 900	348, 000
88	287, 100	314, 900	349, 000
89	287, 600	315, 800	349, 900
90	288, 100	316, 900	350, 700
91	288, 600	317, 900	351, 500
92	289, 100	318, 900	352, 300
93	289, 600	319, 700	352, 900
94	290, 200	320, 400	353, 500
95	290, 800	321, 100	354, 100
96	291, 400	321, 700	354, 700
97	292, 000	322, 200	355, 100
98	292, 500	322, 500	355, 500
99	293, 000	323, 100	356, 000
100	293, 500	323, 700	356, 400
101	294, 000	324, 100	356, 900
102	294, 500	324, 700	357, 300
103	295, 000	325, 300	357, 800
104	295, 400	325, 800	358, 200
105	295, 800	326, 200	358, 500
106	296, 300	326, 700	359, 000
107	296, 800	327, 200	359, 400
108	297, 100	327, 700	359, 700
109	297, 300	328, 100	360, 100
110	297, 600	328, 500	360, 600
111	297, 800	328, 800	361, 100

112	298, 100	329, 100	361, 600
113	298, 400	329, 400	362, 100
114	298, 600	329, 800	362, 600
115	298, 900	330, 100	363, 100
116	299, 100	330, 400	363, 500
117	299, 400	330, 600	363, 900
118	299, 700	330, 900	364, 300
119	300, 000	331, 200	364, 800
120	300, 300	331, 400	365, 300
121	300, 600	331, 600	365, 700
122	301, 000	331, 900	366, 200
123	301, 300	332, 200	366, 700
124	301, 600	332, 500	367, 200
125	301, 800	332, 700	367, 500
126	302, 000	333, 000	
127	302, 300	333, 400	
128	302, 700	333, 600	
129	302, 900	333, 800	
130	303, 200	334, 000	
131	303, 600	334, 400	
132	304, 000	334, 600	
133	304, 200	334, 900	
134	304, 500	335, 300	
135	304, 800	335, 700	
136	305, 100	336, 100	
137	305, 300	336, 400	
138	305, 600	336, 800	
139	305, 900	337, 200	
140	306, 200	337, 600	
141	306, 400	337, 900	
142	306, 800	338, 300	
143	307, 200	338, 600	
144	307, 500	339, 000	
145	307, 700	339, 300	
146	307, 900	339, 700	
147	308, 200	340, 100	
148	308, 600	340, 500	
149	308, 800	340, 800	

150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		

備考 この表は、産業保健師、保健師、産業看護師、看護師、准看護師に適用する。

別表第6

指定職本給表（第5条関係）

号 給	本給月額
	円
1	644,000
2	716,000
3	772,000
4	829,000

備考 この表は、機構長が特に必要と認める者に適用する。

別表第6の2

URA職年俸本給表（第5条関係）

職務の級	1級		2級		3級		4級	
号 給	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額
				円		円		円
1	2,613,600	217,800	3,136,800	261,400	3,805,200	317,100	4,299,600	358,300
2	2,643,600	220,300	3,163,200	263,600	3,831,600	319,300	4,330,800	360,900
3	2,672,400	222,700	3,188,400	265,700	3,858,000	321,500	4,362,000	363,500
4	2,701,200	225,100	3,211,200	267,600	3,883,200	323,600	4,392,000	366,000
5	2,730,000	227,500	3,232,800	269,400	3,908,400	325,700	4,420,800	368,400
6	2,758,800	229,900	3,250,800	270,900	3,931,200	327,600	4,449,600	370,800
7	2,788,800	232,400	3,268,800	272,400	3,952,800	329,400	4,479,600	373,300
8	2,817,600	234,800	3,286,800	273,900	3,974,400	331,200	4,508,400	375,700
9	2,846,400	237,200	3,308,400	275,700	3,996,000	333,000	4,538,400	378,200
10	2,868,000	239,000	3,332,400	277,700	4,018,800	334,900	4,568,400	380,700
11	2,889,600	240,800	3,356,400	279,700	4,040,400	336,700	4,598,400	383,200
12	2,911,200	242,600	3,380,400	281,700	4,062,000	338,500	4,627,200	385,600
13	2,931,600	244,300	3,404,400	283,700	4,083,600	340,300	4,656,000	388,000
14	2,950,800	245,900	3,430,800	285,900	4,102,800	341,900	4,675,200	389,600
15	2,970,000	247,500	3,456,000	288,000	4,122,000	343,500	4,693,200	391,100
16	2,988,000	249,000	3,481,200	290,100	4,140,000	345,000	4,711,200	392,600
17	3,006,000	250,500	3,504,000	292,000	4,158,000	346,500	4,723,200	393,600
18	3,022,800	251,900	3,536,400	294,700	4,177,200	348,100	4,743,600	395,300
19	3,038,400	253,200	3,568,800	297,400	4,196,400	349,700	4,760,400	396,700
20	3,055,200	254,600	3,600,000	300,000	4,215,600	351,300	4,776,000	398,000
21	3,070,800	255,900	3,631,200	302,600	4,232,400	352,700	4,790,400	399,200
22	3,088,800	257,400	3,660,000	305,000	4,256,400	354,700	4,802,400	400,200
23	3,106,800	258,900	3,688,800	307,400	4,280,400	356,700	4,814,400	401,200
24	3,124,800	260,400	3,715,200	309,600	4,304,400	358,700	4,826,400	402,200

25	3, 142, 800	261, 900	3, 741, 600	311, 800	4, 326, 000	360, 500	4, 837, 200	403, 100
26	3, 163, 200	263, 600	3, 765, 600	313, 800	4, 345, 200	362, 100	4, 850, 400	404, 200
27	3, 183, 600	265, 300	3, 789, 600	315, 800	4, 364, 400	363, 700	4, 863, 600	405, 300
28	3, 204, 000	267, 000	3, 813, 600	317, 800	4, 383, 600	365, 300	4, 876, 800	406, 400
29	3, 223, 200	268, 600	3, 837, 600	319, 800	4, 399, 200	366, 600	4, 890, 000	407, 500
30	3, 246, 000	270, 500	3, 860, 400	321, 700	4, 417, 200	368, 100	4, 903, 200	408, 600
31	3, 268, 800	272, 400	3, 883, 200	323, 600	4, 434, 000	369, 500	4, 916, 400	409, 700
32	3, 291, 600	274, 300	3, 906, 000	325, 500	4, 449, 600	370, 800	4, 929, 600	410, 800
33	3, 313, 200	276, 100	3, 927, 600	327, 300	4, 465, 200	372, 100	4, 942, 800	411, 900
34	3, 327, 600	277, 300	3, 950, 400	329, 200	4, 479, 600	373, 300	4, 956, 000	413, 000
35	3, 342, 000	278, 500	3, 973, 200	331, 100	4, 494, 000	374, 500	4, 969, 200	414, 100
36	3, 355, 200	279, 600	3, 996, 000	333, 000	4, 507, 200	375, 600	4, 983, 600	415, 300
37	3, 367, 200	280, 600	4, 016, 400	334, 700	4, 520, 400	376, 700	4, 995, 600	416, 300
38	3, 379, 200	281, 600	4, 030, 800	335, 900	4, 537, 200	378, 100	5, 008, 800	417, 400
39	3, 391, 200	282, 600	4, 044, 000	337, 000	4, 552, 800	379, 400	5, 022, 000	418, 500
40	3, 403, 200	283, 600	4, 057, 200	338, 100	4, 568, 400	380, 700	5, 036, 400	419, 700
41	3, 415, 200	284, 600	4, 064, 400	338, 700	4, 584, 000	382, 000	5, 047, 200	420, 600
42	3, 428, 400	285, 700	4, 069, 200	339, 100	4, 599, 600	383, 300	5, 060, 400	421, 700
43	3, 441, 600	286, 800	4, 074, 000	339, 500	4, 615, 200	384, 600	5, 073, 600	422, 800
44	3, 452, 400	287, 700	4, 078, 800	339, 900	4, 630, 800	385, 900	5, 085, 600	423, 800
45	3, 463, 200	288, 600	4, 086, 000	340, 500	4, 646, 400	387, 200	5, 097, 600	424, 800
46	3, 475, 200	289, 600	4, 092, 000	341, 000	4, 660, 800	388, 400	5, 110, 800	425, 900
47	3, 487, 200	290, 600	4, 098, 000	341, 500	4, 675, 200	389, 600	5, 124, 000	427, 000
48	3, 498, 000	291, 500	4, 102, 800	341, 900	4, 688, 400	390, 700	5, 137, 200	428, 100
49	3, 508, 800	292, 400	4, 107, 600	342, 300	4, 701, 600	391, 800	5, 149, 200	429, 100
50	3, 514, 800	292, 900	4, 112, 400	342, 700	4, 716, 000	393, 000	5, 163, 600	430, 300
51	3, 519, 600	293, 300	4, 117, 200	343, 100	4, 729, 200	394, 100	5, 178, 000	431, 500
52	3, 526, 800	293, 900	4, 122, 000	343, 500	4, 742, 400	395, 200	5, 192, 400	432, 700
53	3, 531, 600	294, 300	4, 126, 800	343, 900	4, 755, 600	396, 300	5, 200, 800	433, 400
54	3, 536, 400	294, 700	4, 131, 600	344, 300	4, 770, 000	397, 500	5, 211, 600	434, 300
55	3, 540, 000	295, 000	4, 136, 400	344, 700	4, 784, 400	398, 700	5, 222, 400	435, 200
56	3, 544, 800	295, 400	4, 141, 200	345, 100	4, 797, 600	399, 800	5, 232, 000	436, 000
57	3, 549, 600	295, 800	4, 146, 000	345, 500	4, 809, 600	400, 800	5, 241, 600	436, 800
58	3, 555, 600	296, 300	4, 150, 800	345, 900	4, 821, 600	401, 800	5, 252, 400	437, 700
59	3, 561, 600	296, 800	4, 155, 600	346, 300	4, 833, 600	402, 800	5, 263, 200	438, 600
60	3, 566, 400	297, 200	4, 160, 400	346, 700	4, 844, 400	403, 700	5, 272, 800	439, 400
61	3, 571, 200	297, 600	4, 165, 200	347, 100	4, 858, 800	404, 900	5, 281, 200	440, 100
62	3, 576, 000	298, 000	4, 170, 000	347, 500	4, 875, 600	406, 300	5, 292, 000	441, 000
63	3, 580, 800	298, 400	4, 174, 800	347, 900	4, 892, 400	407, 700	5, 304, 000	442, 000

64	3, 585, 600	298, 800	4, 179, 600	348, 300	4, 909, 200	409, 100	5, 314, 800	442, 900
65	3, 590, 400	299, 200	4, 184, 400	348, 700	4, 918, 800	409, 900	5, 325, 600	443, 800
66	3, 595, 200	299, 600	4, 189, 200	349, 100	4, 930, 800	410, 900	5, 336, 400	444, 700
67	3, 600, 000	300, 000	4, 194, 000	349, 500	4, 942, 800	411, 900	5, 348, 400	445, 700
68	3, 604, 800	300, 400	4, 198, 800	349, 900	4, 956, 000	413, 000	5, 359, 200	446, 600
69	3, 609, 600	300, 800	4, 203, 600	350, 300	4, 966, 800	413, 900	5, 371, 200	447, 600
70	3, 614, 400	301, 200	4, 209, 600	350, 800	4, 976, 400	414, 700	5, 383, 200	448, 600
71	3, 619, 200	301, 600	4, 214, 400	351, 200	4, 986, 000	415, 500	5, 394, 000	449, 500
72	3, 624, 000	302, 000	4, 219, 200	351, 600	4, 994, 400	416, 200	5, 406, 000	450, 500
73	3, 628, 800	302, 400	4, 222, 800	351, 900	5, 002, 800	416, 900	5, 416, 800	451, 400
74	3, 633, 600	302, 800	4, 228, 800	352, 400	5, 013, 600	417, 800	5, 427, 600	452, 300
75	3, 638, 400	303, 200	4, 233, 600	352, 800	5, 023, 200	418, 600	5, 438, 400	453, 200
76	3, 643, 200	303, 600	4, 238, 400	353, 200	5, 030, 400	419, 200	5, 450, 400	454, 200
77	3, 646, 800	303, 900	4, 243, 200	353, 600	5, 037, 600	419, 800	5, 460, 000	455, 000
78	3, 651, 600	304, 300	4, 249, 200	354, 100	5, 042, 400	420, 200	5, 464, 800	455, 400
79	3, 656, 400	304, 700	4, 255, 200	354, 600	5, 046, 000	420, 500	5, 472, 000	456, 000
80	3, 661, 200	305, 100	4, 261, 200	355, 100	5, 049, 600	420, 800	5, 479, 200	456, 600
81	3, 664, 800	305, 400	4, 267, 200	355, 600	5, 053, 200	421, 100	5, 486, 400	457, 200
82	3, 669, 600	305, 800	4, 275, 600	356, 300	5, 056, 800	421, 400	5, 494, 800	457, 900
83	3, 674, 400	306, 200	4, 284, 000	357, 000	5, 059, 200	421, 600	5, 498, 400	458, 200
84	3, 679, 200	306, 600	4, 292, 400	357, 700	5, 062, 800	421, 900	5, 505, 600	458, 800
85	3, 682, 800	306, 900	4, 299, 600	358, 300	5, 065, 200	422, 100	5, 510, 400	459, 200
86	3, 687, 600	307, 300	4, 306, 800	358, 900	5, 068, 800	422, 400	5, 514, 000	459, 500
87	3, 692, 400	307, 700	4, 314, 000	359, 500	5, 072, 400	422, 700	5, 517, 600	459, 800
88	3, 697, 200	308, 100	4, 321, 200	360, 100	5, 076, 000	423, 000	5, 521, 200	460, 100
89	3, 702, 000	308, 500	4, 327, 200	360, 600	5, 078, 400	423, 200	5, 524, 800	460, 400
90	3, 706, 800	308, 900	4, 332, 000	361, 000	5, 080, 800	423, 400	5, 533, 200	461, 100
91	3, 711, 600	309, 300	4, 336, 800	361, 400	5, 084, 400	423, 700	5, 538, 000	461, 500
92	3, 716, 400	309, 700	4, 341, 600	361, 800	5, 088, 000	424, 000	5, 541, 600	461, 800
93	3, 721, 200	310, 100	4, 346, 400	362, 200	5, 090, 400	424, 200	5, 545, 200	462, 100
94	3, 727, 200	310, 600	4, 351, 200	362, 600	5, 094, 000	424, 500	5, 550, 000	462, 500
95	3, 733, 200	311, 100	4, 357, 200	363, 100	5, 097, 600	424, 800	5, 553, 600	462, 800
96	3, 738, 000	311, 500	4, 362, 000	363, 500	5, 101, 200	425, 100	5, 557, 200	463, 100
97	3, 742, 800	311, 900	4, 369, 200	364, 100	5, 103, 600	425, 300	5, 560, 800	463, 400
98	3, 748, 800	312, 400	4, 375, 200	364, 600	5, 107, 200	425, 600	5, 565, 600	463, 800
99	3, 754, 800	312, 900	4, 380, 000	365, 000	5, 110, 800	425, 900	5, 569, 200	464, 100
100	3, 762, 000	313, 500	4, 386, 000	365, 500	5, 113, 200	426, 100	5, 572, 800	464, 400
101	3, 765, 600	313, 800	4, 390, 800	365, 900	5, 115, 600	426, 300	5, 576, 400	464, 700

102	3, 769, 200	314, 100	4, 396, 800	366, 400	5, 119, 200	426, 600
103	3, 772, 800	314, 400	4, 400, 400	366, 700	5, 122, 800	426, 900
104	3, 776, 400	314, 700	4, 405, 200	367, 100	5, 125, 200	427, 100
105	3, 780, 000	315, 000	4, 411, 200	367, 600	5, 127, 600	427, 300
106	3, 783, 600	315, 300	4, 416, 000	368, 000	5, 155, 200	429, 600
107	3, 787, 200	315, 600	4, 422, 000	368, 500	5, 158, 800	429, 900
108	3, 789, 600	315, 800	4, 428, 000	369, 000	5, 162, 400	430, 200
109	3, 793, 200	316, 100	4, 432, 800	369, 400	5, 166, 000	430, 500
110	3, 796, 800	316, 400	4, 438, 800	369, 900	5, 169, 600	430, 800
111	3, 801, 600	316, 800	4, 443, 600	370, 300	5, 173, 200	431, 100
112	3, 806, 400	317, 200	4, 448, 400	370, 700	5, 176, 800	431, 400
113	3, 810, 000	317, 500	4, 453, 200	371, 100	5, 180, 400	431, 700
114	3, 814, 800	317, 900	4, 458, 000	371, 500	5, 184, 000	432, 000
115	3, 818, 400	318, 200	4, 462, 800	371, 900	5, 187, 600	432, 300
116	3, 822, 000	318, 500	4, 467, 600	372, 300	5, 191, 200	432, 600
117	3, 824, 400	318, 700	4, 472, 400	372, 700	5, 193, 600	432, 800
118	3, 828, 000	319, 000	4, 477, 200	373, 100		
119	3, 832, 800	319, 400	4, 482, 000	373, 500		
120	3, 837, 600	319, 800	4, 486, 800	373, 900		
121	3, 840, 000	320, 000	4, 490, 400	374, 200		
122	3, 843, 600	320, 300	4, 495, 200	374, 600		
123	3, 847, 200	320, 600	4, 501, 200	375, 100		
124	3, 852, 000	321, 000	4, 504, 800	375, 400		
125	3, 854, 400	321, 200	4, 509, 600	375, 800		
126	3, 856, 800	321, 400	4, 515, 600	376, 300		
127	3, 860, 400	321, 700	4, 521, 600	376, 800		
128	3, 864, 000	322, 000	4, 526, 400	377, 200		
129	3, 866, 400	322, 200	4, 531, 200	377, 600		
130	3, 870, 000	322, 500	4, 537, 200	378, 100		
131	3, 874, 800	322, 900	4, 543, 200	378, 600		
132	3, 877, 200	323, 100	4, 549, 200	379, 100		
133	3, 879, 600	323, 300	4, 555, 200	379, 600		
134	3, 883, 200	323, 600	4, 561, 200	380, 100		
135	3, 888, 000	324, 000	4, 567, 200	380, 600		
136	3, 890, 400	324, 200	4, 573, 200	381, 100		
137	3, 892, 800	324, 400	4, 579, 200	381, 600		
138	3, 895, 200	324, 600	4, 585, 200	382, 100		
139	3, 897, 600	324, 800	4, 591, 200	382, 600		
140	3, 901, 200	325, 100	4, 597, 200	383, 100		

141	3, 906, 000	325, 500	4, 603, 200	383, 600				
142	3, 909, 600	325, 800						
143	3, 913, 200	326, 100						
144	3, 916, 800	326, 400						
145	3, 921, 600	326, 800						
146	3, 925, 200	327, 100						
147	3, 927, 600	327, 300						
148	3, 931, 200	327, 600						
149	3, 936, 000	328, 000						
150	3, 939, 600	328, 300						
151	3, 943, 200	328, 600						
152	3, 945, 600	328, 800						
153	3, 949, 200	329, 100						
154	3, 952, 800	329, 400						
155	3, 956, 400	329, 700						
156	3, 960, 000	330, 000						
157	3, 962, 400	330, 200						

別表第7

級別標準職務表（第6条関係）

イ 一般職本給表

職務の級	標準的な職務
1	定型的な業務を行う職務
2	1 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務 2 主任の職務
3	1 困難な業務を処理する主任の職務 2 係長、専門職員の職務 3 特に高度の専門的な知識又は経験が必要とする職務
4	1 相当困難な業務を処理する係長、専門職員の職務 2 副課長、専門員の職務 3 相当高度の専門的な知識又は経験が必要とする職務
5	1 室長の業務 2 課長の業務
6	1 相当困難な業務を所掌する課長の職務 2 次長の職務 3 参事役の職務
7	部長の職務
8	1 相当困難な業務を所掌する部長の職務 2 局長の職務
9	相当困難な業務を所掌する局長の職務
10	重要な業務を所掌する局長の職務

ロ 技術職本給表

職務の級	標準的な職務
1	技術員の職務
2	准技師の職務
3	技師の職務
4	専門技師の職務
5	先任技師の職務
6	主任技師の職務

ハ 教育職本給表

職務の級	標準的な職務
1	教務職員の職務
2	助教の職務 研究機関講師の職務

3	講師の職務
4	准教授の職務
5	1 教授の職務 2 J－P A R Cセンター長の職務
6	1 施設長の職務 2 所長の職務

ニ 医療職本給表（一）

職務の級	標 準 的 な 職 務
1	産業医の職務
2	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務
3	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務
4	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務

ホ 医療職本給表（二）

職務の級	標 準 的 な 職 務
1	准看護師の職務
2	産業保健師、保健師、産業看護師、看護師の職務
3	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業保健師、保健師、産業看護師、看護師の職務

へ U R A職本給表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1	専門U R Aの職務
2	専任U R Aの職務
3	上席U R Aの職務
4	首席U R Aの職務

別表第 8

級別資格基準表（第 7 条関係）

イ 一般職本給表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正 規 の 試 験	統 一 試 験 ・ 機 構 試 験	大 学 卒		3	4	4	2	2	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			0	3	7	11	13	15				
		高 校 卒		8	4	4	2	2	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			0	8	12	16	18	20				
その他		中 学 卒		9	4	4	2	2	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る	別 に 定 め る
			3	12	16	20	22	24				

ロ 技術職本給表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級					
			1	2	3	4	5	6
正 規 の 試 験	統 一 試 験 ・ 機 構 試 験	大 学 卒		1	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	1				
		高 校 卒		5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5				
その他		中 学 卒		6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			3	9				

ハ 教育職本給表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		2	3	4	5	6

教 授	大 学 卒	-----	0	3 ----- 9	別に定める	別に定める
	短 大 卒	-----	0	3 ----- 12	別に定める	別に定める
准教授	大 学 卒	0	6 ----- 6	3 ----- 9		
	短 大 卒	0	6 ----- 9	3 ----- 12		
講 師	大 学 卒	0	6 ----- 6			
	短 大 卒	0	6 ----- 9			
研究機関講師	大 学 卒	----- 0				
助 教	大 学 卒	----- 0				
	短 大 卒	----- 2.5				

二 医療職本給表（一）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1	2	3	4
産業医	新大6卒	-----	6 ----- 6	別に定める	別に定める
		0			

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数は、免許を取得した時以後のものとする。

ホ 医療職本給表（二）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1	2	3
産業保健師 保 健 師 産業看護師	大 学 卒	-----	-----	5 ----- 5
			0	

看護 師	短 大 卒			7
			0	7
准看護師	准 看 護 師 養 成 所 卒			
		0		

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。

へ U R A職本給表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1	2	3	4
首席U R A	大学卒			6	3
			0	6	9
	短大卒			6	3
			0	9	12
上席U R A	大学卒			6	
			0	6	
	短大卒			6	
			0	9	
専任U R A	大学卒				
			0		
	短大卒				
		0	2.5		
専門U R A	大学卒				
		0			
	短大卒				
		0			

別表第9

学歴免許等資格基準表（第8条関係）

学歴免許等の区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限3年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。）
	(2) 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
	(3) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 防衛医科大学校の卒業
	(4) 大学専攻 科卒	学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業
	(5) 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。）からの学士の学位の取得 (3) 防衛大学校の卒業
		(4) 外国における大学等の卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
2 短大卒	(1) 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が15年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業

	(2) 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が 1 4 年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第 2 1 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業
	(3) 短大 1 卒	外国における専門学校等の卒業（通算修学年数が 1 3 年以上となるものに限る。）
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業
	(2) 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (3) 大学入学資格検定規程による大学入学検定の合格 (4) 外国における高等学校等の卒業（通算修学年数が 12 年以上となるものに限る。）
	(3) 高校 2 卒	保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 外国における中学校の卒業（通算修学年数が 9 年以上となるものに限る。）

備考

- この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成 1 3 年法律第 1 5 3 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校、助産師養成所、看護師学校、看護師養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。
- 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者に実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業（修学年数 4 年）に 3 年制の高等学校の卒業と、大学の通信教育の課程の修了は、4 年制の大学の卒業として取り扱う。
- 次の各号に該当する者の学歴免許等の資格の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 学校教育法による大学の 2 年制の課程を修了した者及び同法による大学に 2 年以上在学して 6 2 単位以上修得した者については、「短大 2 卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
 - 学校教育法第 4 7 条、第 5 6 条又は第 5 7 条第 2 項の規定により同法による中学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業者又は修了者と同等の資格を有すると認められている者については、それぞれ当該学校の卒業者又は修了者に準じて取り扱うことができる。

(3) 学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数がイ、ロ、ニ又はホにあつては680時間以上、ハ又はへにあつては800時間以上のものに限る。

- イ 修業年限3年以上の専門課程の卒業者 「短大3卒」の区分
- ロ 修業年限2年以上の専門課程の卒業者 「短大2卒」の区分
- ハ 修業年限1年以上の専門課程の卒業者 「高校専攻科卒」の区分
- ニ 修業年限3年以上の高等課程の卒業者 「高校3卒」の区分
- ホ 修業年限2年以上の高等課程の卒業者 「高校2卒」の区分
- へ 修業年限1年以上の高等課程の卒業者 「中学卒」の区分

四 学校教育法による各種学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

- イ 「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「短大2卒」の区分
- ロ 「中学卒」を入学資格とする修業年限3年以上の課程の卒業者 「高校3卒」の区分
- ハ 「中学卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「高校2卒」の区分

4 学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格以外の資格の取扱いについては、機構長がその都度決定するものとする。

別表第 10

経験年数換算表（第9条関係）

経 歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	100/100以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	80/100以下
	その他の期間	50/100以下

備考

- 学校教育法による大学の一の学部の課程を修了した後に他の学部の課程を修了した場合等同等の学校の課程を重複して修了した場合には、その重複して在学した期間は、経験年数換算表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」として取り扱うことができる。
- 国家公務員退職手当法施行令附則第3項第3号に掲げる「日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので総務大臣の指定するもの」の職員としての在職期間を有する者に経験年数換算表を適用する場合には、当該在職期間を同表の「外国政府職員」としての在職期間として取り扱うことができる。
- 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部に修学した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。

別表第 1 1

修学年数調整表（第 1 0 条関係）

学 歴 区 分	修学年数	基 準 学 歴 区 分			
		大学卒 (1 6 年)	短大卒 (1 4 年)	高校卒 (1 2 年)	中学卒 (9 年)
博士課程修了	2 1 年	+ 5 年	+ 7 年	+ 9 年	+ 1 2 年
修士課程修了	1 8 年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年
大 学 6 卒	1 8 年	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年
大学専攻科卒	1 7 年	+ 1 年	+ 3 年	+ 5 年	+ 8 年
大 学 4 卒	1 6 年		+ 2 年	+ 4 年	+ 7 年
短 大 3 卒	1 5 年	－ 1 年	+ 1 年	+ 3 年	+ 6 年
短 大 2 卒	1 4 年	－ 2 年		+ 2 年	+ 5 年
短 大 1 卒	1 3 年	－ 3 年	－ 1 年	+ 1 年	+ 4 年
高校専攻科卒	1 3 年	－ 3 年	－ 1 年	+ 1 年	+ 4 年
高 校 3 卒	1 2 年	－ 4 年	－ 2 年		+ 3 年
高 校 2 卒	1 1 年	－ 5 年	－ 3 年	－ 1 年	+ 2 年
中 学 卒	9 年	－ 7 年	－ 5 年	－ 3 年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときにはその年数を減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

別表第 1 2

初任給基準表（第 1 4 条関係）

イ 一般職本給表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	統一試験・ 機構試験	大 学 卒	1 級 2 5 号給
		高 校 卒	1 級 5 号給
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号給

ロ 技術職本給表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	統一試験・ 機構試験	大 学 卒	1 級 2 8 号給
		高 校 卒	1 級 1 1 号給
そ の 他		高 校 卒	1 級 7 号給

ハ 教育職本給表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教	博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）	2 級 3 7 号給
	博 士 課 程 修 了	2 級 3 1 号給
	修 士 課 程 修 了	2 級 1 3 号給
	大 学 6 卒	2 級 1 号給
	大 学 卒	2 級 1 号給

ニ 医療職本給表（一）

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
産 業 医	博 士 課 程 修 了	1 級 2 5 号給
	大 学 6 卒	1 級 1 号給

備考

この表の適用を受ける職員に第 1 7 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第 8 の医療職本給表（一）級別資格基準表の備考の規定を準用する。

ホ 医療職本給表（二）

職種	学 歴 免 許 等	初任給
産業保健師	大 学 卒	2 級 1 1 号給
	短 大 3 卒	2 級 5 号給
産業看護師 看 護 師	短 大 3 卒	2 級 5 号給
	短 大 2 卒	2 級 1 号給
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号給

備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第 8 の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第 1 項に定めるところによる。

- 2 この表の適用を受ける職員に第17条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第8の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

へ U R A職本給表

職 種	学歴免許等	初任給
専門U R A	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	1級49号給
	博士課程修了	1級43号給
	修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級 3号給

別表第 1 3

昇格時号給対応表（第 2 4 条関係）

イ 一般職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		

60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			
83	33	51	52	69	51	32			
84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			
86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				
93	37	53	55	75	53				
94		53	55						
95		53	55						
96		53	55						
97		53	55						
98		54	55						
99		54	55						
100		54	56						
101		54	56						
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						
112		56	57						
113		56	57						
114		56							
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							
119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

ロ 技術職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	—	1	1	1	1
2	—	1	1	1	1
3	—	1	1	1	1
4	—	1	1	1	1
5	—	1	1	1	1
6	—	1	2	1	1
7	1	1	3	1	1
8	1	1	4	1	1
9	1	1	5	1	1
10	1	1	6	1	1
11	1	1	7	1	1
12	1	1	8	1	1
13	1	1	9	2	1
14	1	1	10	3	1
15	1	1	11	4	1
16	1	1	12	5	1
17	1	1	13	6	1
18	1	1	14	7	1
19	1	1	15	8	1
20	1	1	16	9	1
21	1	1	17	10	1
22	1	1	18	11	2
23	1	1	19	12	3
24	1	1	20	13	4
25	1	1	21	14	5
26	2	1	22	15	6
27	3	1	23	16	7
28	4	1	24	17	8
29	5	1	25	18	9
30	6	1	26	19	10
31	7	1	27	20	11
32	8	1	28	21	12
33	9	1	29	22	13
34	10	2	30	23	14
35	11	3	31	24	15
36	12	4	32	25	16
37	13	5	33	27	17
38	14	6	34	27	17
39	15	7	35	28	18
40	16	8	36	28	18
41	17	9	36	28	19
42	17	10	36	29	19
43	18	11	37	30	20
44	18	12	38	31	20
45	19	13	39	32	21
46	19	14	41	33	21
47	20	15	42	34	22
48	20	16	42	35	22
49	21	17	43	36	23
50	22	17	43	36	23
51	23	17	44	37	24
52	24	18	44	38	24
53	25	18	45	39	25
54	25	18	46	39	25
55	26	19	47	40	26
56	26	19	48	41	26
57	27	19	48	42	26
58	27	20	48	42	26
59	28	20	49	42	27
60	28	20	50	43	27

61	29	21	51	43	27
62	29	21	51	44	28
63	29	22	52	44	28
64	30	22	53	45	28
65	30	23	54	45	29
66	30	23	54	46	29
67	31	24	54	46	29
68	31	24	55	47	30
69	31	25	56	47	30
70	32	25	56	48	30
71	32	25	57	48	31
72	32	26	58	49	31
73	33	26	58	50	31
74	33	26	59	50	
75	34	27	60	51	
76	34	27	61	51	
77	35	27	61	52	
78	35	28	62	52	
79	36	28	63	53	
80	36	28	63	53	
81	37	29	63	54	
82	37	30	64	54	
83	38	31	65	55	
84	38	32	66	55	
85	39	33	67	56	
86	39	33	67	56	
87	40	33	68	57	
88	40	33	69	57	
89	41	34	69	58	
90	41	34			
91	42	34			
92	42	34			
93	43	35			
94	43	35			
95	44	35			
96	44	35			
97	45	36			
98	46	36			
99	47	36			
100	48	36			
101	49	37			
102	50	37			
103	51	37			
104	52	38			
105	53	38			
106	53	38			
107	53	38			
108	54	38			
109	54	39			
110	54	39			
111	55	39			
112	55	39			
113	55	39			
114	56	40			
115	56	40			
116	56	40			
117	57	40			
118	57	40			
119	58	41			
120	58	41			
121	59	41			

ハ 教育職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	21	6	1
35	15	22	7	1
36	16	22	8	1
37	17	23	9	1
38	18	23	10	1
39	19	24	11	1
40	20	24	12	1
41	21	25	13	1
42	22	26	14	1
43	23	27	15	1
44	24	28	16	1
45	25	29	17	1
46	26	30	17	1
47	27	31	18	1
48	28	32	18	1
49	29	33	19	1
50	29	34	19	1
51	30	35	20	1
52	30	36	20	1
53	31	37	21	1
54	31	38	21	1
55	32	39	22	1
56	32	40	22	1
57	33	41	23	1
58	33	42	23	2
59	33	43	24	3
60	34	44	24	4
61	34	45	25	5
62	34	46	25	6

63	35	47	26	7
64	35	48	26	8
65	35	49	27	9
66	36	50	27	9
67	36	51	28	10
68	36	52	28	10
69	37	53	29	11
70	37	54	29	11
71	38	55	29	12
72	38	56	30	12
73	39	57	30	13
74	39	57	30	13
75	40	58	30	13
76	40	58	31	14
77	41	59	31	14
78	41	59	31	14
79	42	60	31	15
80	42	60	32	15
81	43	61	32	15
82	43	61	32	
83	44	62	32	
84	44	61	33	
85	45	63	33	
86	45	63	33	
87	45	62	34	
88	46	62	34	
89	46	62	35	
90	46	62	35	
91	47	62	35	
92	47	62	35	
93	47	62	35	
94	48	62	35	
95	48	62	35	
96	48	62	36	
97	49	62	36	
98	49	62	36	
99	49	62	36	
100	49	62	36	
101	50	62	36	
102	50	62		
103	50	62		
104	50	62		
105	51	62		
106	51	65		
107	51	65		
108	51	66		
109	52	66		
110	52	66		
111	52	67		
112	52	67		
113	52	67		
114	52	68		
115	53	68		
116	53	68		
117	53	68		
118	53			
119	53			
120	53			
121	54			
122	54			
123	54			
124	54			
125	54			
126	54			
127	55			

128	55			
129	55			
130	56			
131	56			
132	56			
133	57			
134	57			
135	57			
136	58			
137	58			
138	59			
139	59			
140	59			
141	60			

二 医療職本給表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20

45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ホ 医療職本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1

6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1
23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	2
27	11	3
28	12	4
29	13	5
30	14	6
31	15	7
32	16	8
33	17	9
34	18	10
35	19	11
36	20	12
37	21	13
38	22	14
39	23	15
40	24	16
41	25	17
42	26	18
43	27	19
44	28	20
45	29	21
46	30	22
47	31	23
48	32	24
49	33	25
50	34	26
51	35	27
52	36	28
53	37	29
54	38	30
55	39	31
56	40	32
57	41	33
58	41	34
59	42	35
60	42	36
61	43	37
62	43	38
63	44	39
64	44	40
65	45	41
66	46	42
67	47	43
68	48	44
69	49	45
70	50	46
71	51	47
72	52	48
73	53	49

74	54	50
75	55	51
76	56	52
77	57	53
78	58	54
79	59	55
80	60	56
81	61	57
82	62	58
83	63	59
84	64	60
85	65	61
86	65	62
87	66	63
88	66	64
89	67	65
90	67	66
91	68	67
92	68	68
93	69	69
94	70	70
95	71	71
96	72	72
97	73	73
98	74	74
99	75	75
100	76	76
101	77	77
102	77	78
103	78	79
104	78	80
105	79	81
106	79	81
107	80	81
108	80	82
109	81	82
110	81	82
111	81	83
112	81	83
113	81	83
114	82	84
115	82	84
116	82	84
117	82	85
118	82	85
119	83	85
120	83	85
121	83	86
122	83	86
123	83	86
124	84	86
125	84	87
126	84	87
127	84	87
128	84	87
129	85	88
130	85	88
131	85	88
132	86	88
133	86	89
134	86	89
135	87	89
136	87	90
137	87	90
138	88	90
139	88	90
140	88	90
141	89	91

142	89	91
143	89	91
144	89	91
145	90	91
146	90	92
147	90	92
148	90	92
149	91	92
150	91	92
151	91	93
152	91	93
153	92	93
154	92	
155	92	
156	92	
157	93	
158	93	
159	93	
160	94	
161	94	
162	94	
163	95	
164	95	
165	95	
166	96	
167	96	
168	96	
169	97	

へ U R A職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	1	6
19	1	1	7
20	1	1	8
21	1	1	9
22	1	2	10
23	2	3	11

24	3	4	12
25	4	5	13
26	5	6	14
27	6	7	15
28	7	8	16
29	8	9	17
30	9	10	18
31	10	11	19
32	11	12	20
33	12	13	21
34	12	14	21
35	13	15	22
36	13	16	22
37	14	17	23
38	15	18	23
39	15	19	24
40	16	20	24
41	16	21	25
42	17	22	26
43	18	23	27
44	18	24	28
45	19	25	29
46	19	26	30
47	20	27	31
48	20	28	32
49	21	29	33
50	21	29	34
51	21	30	35
52	21	30	36
53	22	31	37
54	22	31	38
55	22	32	39
56	22	32	40
57	22	33	41
58	22	33	42
59	23	33	43
60	23	34	44
61	23	34	45
62	24	34	46
63	24	35	47
64	24	35	48
65	25	35	49
66	25	36	50
67	25	36	51
68	26	36	52
69	26	37	53

70	26	37	54
71	26	38	55
72	27	38	56
73	27	39	57
74	27	39	57
75	28	40	58
76	28	40	58
77	28	41	59
78	28	41	59
79	29	42	60
80	29	42	60
81	29	43	61
82	30	43	61
83	30	44	62
84	31	44	62
85	32	45	63
86	32	45	63
87	32	45	62
88	32	46	62
89	32	46	62
90	32	46	62
91	33	47	62
92	33	47	62
93	33	47	62
94	34	48	62
95	34	48	62
96	34	48	62
97	34	49	62
98	35	49	62
99	35	49	62
100	35	49	62
101	35	50	62
102	35	50	62
103	35	50	62
104	36	50	62
105	36	51	62
106	36	51	65
107	36	51	65
108	36	51	66
109	36	52	66
110	36	52	66
111	37	52	67
112	37	52	67
113	37	52	67
114	37	52	68
115	37	53	68

116	37	53	68
117	37	53	68
118	37	53	
119	38	53	
120	38	53	
121	38	54	
122	38	54	
123	39	54	
124	39	54	
125	39	54	
126	39	54	
127	39	55	
128	40	55	
129	40	55	
130	40	55	
131	40	56	
132	40	56	
133	41	56	
134	41	57	
135	41	57	
136	41	58	
137	41	58	
138	42	58	
139	42	59	
140	43	59	
141	44	59	
142	45		
143	45		
144	46		
145	46		
146	47		
147	47		
148	47		
149	48		
150	48		
151	49		
152	49		
153	50		
154	50		
155	50		
156	51		
157	51		

別表第 1 4

昇給号給数表（第 3 1 条関係）

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8 以上	6	4（第 2 8 条第 2 項各号に掲げる職員にあっては、3）	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は第 2 8 条第 3 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第 1 5 削除

別表第 1 6

休職期間等換算表（第 3 6 条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第 1 条に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による休職（第 4 号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
派遣職員の派遣の期間	
職員就業規則第 6 3 条に規定する育児休業の期間	
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
職員就業規則第 6 4 条に規定する介護休業の期間	1 / 2
職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下 （結核性疾患によるものである場合にあっては、1 / 2 以下）
職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 4 号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1 / 3 以下

職員就業規則第15条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
---	----------

備考

派遣職員の派遣先の機関の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を職務とみなす。

別表第17

本給の調整額適用区分表（第39条関係）

職 務 担 当		調整数
1 大 学 院 教 育 関 係	(1) 国立大学法人、学校法人及び地方公共団体等が設置する大学に置かれた大学院研究科等（以下「大学院研究科等」という。）の授業を担当する所長、施設長、教員（以下「教員等」という。）のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者（大学院研究科等の博士課程に在学する学生の研究指導を担当する者を含む。）で主任として学生に対する研究指導に従事する者（別に定める者に限る。）	3
	(2) 教員等のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	2
	(3) 教員等のうち、大学院研究科等の修士課程を担当する者	1
	(4) 教員等のうち、大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する者	
2 放 射 線 作 業 従 事	(1) 高エネルギー加速器その他の放射線発生装置（以下「高エネルギー加速器等」という。）の運転及び保守の業務に直接従事することを本務とする者（教授、准教授及び講師を除く。）	2
	(2) 高エネルギー加速器等を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする者（教授、准教授及び講師を除く。）	
	(3) 高エネルギー加速器等を運転して行う実験及び研究又は高エネルギー加速器等の運転の指導及び監督の業務又は技術の指導に直接従事することを本務とする者（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 高エネルギー加速器等を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は当該施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする者（(2)に掲げる者を除く。）	
	(5) 放射線発生装置（高エネルギー加速器等を除く。）若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究の業務に直接従事することを本務とする者	
	(6) 放射線発生装置に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする者	

備考

大学院教育関係の欄中の大学院研究科等の担当等には、大学院博士課程に在学する機構特別共同利用研究員規則により受け入れられた大学院学生に対する講義、研究指導等を含むものとする。

別表第18

本給の調整額調整基本額（第39条関係）

イ 一般職本給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 技術職本給表

職務の級	調整基本額
1級	7,600円 ただし、1号給6,948円、2号給6,993円、 3号給7,047円、4号給7,092円、5号給7,142円、 6号給7,196円、7号給7,250円、8号給7,308円、 9号給7,349円、10号給7,421円、11号給7,488円、 12号給7,565円
2級	8,800円
3級	10,400円
4級	10,600円
5級	11,100円
6級	13,800円

ハ 教育職本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円 ただし、1号給10,489円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第 19

特殊勤務手当（第 49 条関係）

手 当 の 種 類	支 給 さ れ る 職 員 の 範 囲	支 給 額
爆発物取扱等作業手当	技術職本給表の適用を受ける職員が直接に高压ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき	1 日につき 3 0 0 円 4 時間未満 1 8 0 円
放射線取扱手当	職員が放射線管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が 1 0 0 マイクロシーベルト以上であったとき	1 日につき 2 3 0 円